

安保法制違憲・国家賠償請求
(第2次)

訴 状

訴 状

原 告 ら 池田香代子、横湯園子ほか別紙原告目録記載のとおり（計
865名）

原告ら訴訟代理人 別紙原告ら訴訟代理人目録記載のとおり（計641名）

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被 告 国

代表者法務大臣 金 田 勝 年

2016（平成28）年11月 日

東京地方裁判所 御中

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6 渋谷協栄ビル9階

法学館法律事務所

電話 03-3462-8051 FAX 03-3462-8053

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 伊 藤 真

〒160-0008 東京都新宿区三栄町8 三栄ビル3階

四谷総合法律事務所

電話 03-3355-2841 FAX 03-3351-9256

同 内 田 雅 敏

〒120-0034 東京都足立区千住1-24-4 広瀬ビル2階

北千住法律事務所（送達場所）

電話 03-3870-0171 FAX 03-3881-7471

同 黒 岩 哲 彦

〒113-0033 東京都文京区本郷3-18-11 TYビル302

東京アドヴォカシー法律事務所

電話 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063

同 杉 浦 ひとみ

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6 小谷ビル6階

日比谷ともに法律事務所

電話 03-3580-5456 FAX 03-3580-5457

同 田 村 洋 三

〒171-0033 東京都豊島区高田1-36-13-305

角田愛次郎法律事務所

電話 03-3983-7522 FAX 03-3983-7293

同 角 田 由 紀 子

〒160-0004 東京都新宿区四谷4-28-20 パレ・エテルネ

ル1101号

電話 03-5368-6081 FAX 03-3359-6233

同 寺 井 一 弘

〒231-0005 横浜市中区本町3-30-7 横浜平和ビル4階

神奈川総合法律事務所

電話 045-222-4401 FAX 045-222-4405

同 福 田 護

国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

訴訟物の価額 金8650万円（10万円×865名）

貼用印紙代 金29万円

目 次

【法律の題名の略称】

【原告たちの思い】

【請求の趣旨】

【請求の原因】

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

- 1 新安保法制法の制定
- 2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出
- 3 新安保法制法の中心的内容
- 4 新安保法制法の制定行為の違憲性
- 5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性
- 6 原告らの権利侵害
- 7 まとめ

第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

- 1 新安保法制法制定の経緯
- 2 集団的自衛権の行使が違憲であること
 - (1) 集団的自衛権の行使容認
 - (2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止
 - (3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認
 - (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性
 - (5) 立憲主義の否定
- 3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること
 - (1) 後方支援活動等の軍事色強化
 - (2) 後方支援活動等の武力行使性

- (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化
- (4) 後方支援活動等の違憲性
- 4 砂川事件判決について
- 5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性
- 第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害
 - 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況
 - 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等
 - 3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性
 - 4 原告らの権利、利益の侵害（概論）
 - (1) 平和的生存権の侵害
 - (2) 人格権侵害
 - (3) 憲法改正・決定権侵害
 - 5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）
 - (1) 多様な原告らの権利侵害
 - (2) 平和を望む国民・市民
 - (3) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族
 - ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族
 - イ 唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民
 - ウ 空襲被害者
 - エ シベリア抑留者その他戦争により被害を受けた者とその家族
 - (4) 基地周辺の住民
 - (5) ジャーナリスト
 - (6) 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者
 - (7) 宗教者
 - (8) 教育関係者

(9) 女性や子供を持つ親たち

(10) その他の被害者

第4 原告らの損害

第5 公務員の故意・過失及び因果関係

1 公務員の故意・過失

2 加害行為と損害との因果関係

第6 結論

第7 さいごに

【法律の題名の略称】

(以下、特記するもの以外は第189回国会での改正後の題名)

- ・ 平和安全法制整備法：我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律
- ・ 武力攻撃事態対処法（改正前）：武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 事態対処法：武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- ・ 周辺事態法（改正前）：周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・ 重要影響事態法：重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- ・ 国際平和支援法：国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
- ・ 国連平和維持活動協力法＝国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- ・ 国民保護法＝武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
- ・ 特定秘密保護法：特定秘密の保護に関する法律

- ・テロ特措法：平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議に基づく人道的措置に関する特別措置法
- ・イラク特措法：イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法

【原告たちの思い】

- 1 平成27年は戦後70年でした。私たちが生きる日本は、その70年間どの国とも戦争をせず、平和を愛する国として世界中から信頼を得てきました。それは、平和主義を大原則として掲げた憲法を、国会も政府も裁判所も守り、国民・市民も大切にしてきたからです。政府は、長年にわたって、憲法上、日本が攻撃されたときに発動できる個別的自衛権は認められるが、他国が攻撃されたときに行使する集団的自衛権は認められないと解釈し、集団的自衛権は認められないとの点は、憲法解釈として国家機関はもちろん、学者や多くの国民・市民の間に定着しており、そして、この考え方により国の方針が決められてきたことが、日本が長期にわたって戦争に関わらないで来られた理由の一つでもありました。
- 2 今回、政府は、集団的自衛権の行使も憲法上認められると勝手に解釈を変更し、多くの国民・市民の反対や、多数の憲法学者の反対意見を無視して、憲法改正手続を経ず、法律の改正・制定により、憲法を事実上変更するために、平成27年5月14日新安保法制法案を閣議決定した上、翌15日これを国会に提出して、国会は、同年9月19日、新安保法制法を成立させました。
- 3 私たち原告は、多種多様な国民・市民からなっております。(1)平和を望む国民・市民、(2)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族、②唯一の地上戦により被

害を受けた沖縄県民、③東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、④シベリア抑留者、その他戦争により被害を受けた者とその家族、(3)沖縄県を始め日本全国に散在する米軍及び自衛隊の基地周辺の住民、(4)ジャーナリスト、(5)戦争体制（有事体制）において、危険な業務に従事させられる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者など、(6)宗教者、(7)教育関係者、(8)女性や子供を持つ親たち、(9)その他の被害者などです。

- 4 詳しくは請求原因で述べますが、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害されました。

具体的には、3(1)の平和を望む国民・市民（もちろん、(2)以下の原告を含めて）は、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受け、そして、電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるなどの状態に至っております。そして、3(2)の先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族は、戦争で受け、なお癒やされていない深い心の傷を今回の行為により、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを味わわされ、3(3)の基地周辺の住民は、新安保法制法制定の結果、自衛隊が出動する事態になった場合に、相手国から反撃やテロ行為を受け、生命や身体に被害が及ぶことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされるようになり、3(4)のジャーナリストは、仲間のジャーナリストが人道支援や取材活動のために紛争地域へ出向いた場合に攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられ、3(5)の地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・

運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられ、3(6)の宗教者は、平和を強く希求して宗教活動をしてきたもので、戦争に道を開く新安保法制法により、宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわされ、3(7)の教育関係者は、教育現場で平和の大切さを教えてきたもので、新安保法制法により日本が戦争をする国になり、教え子が戦争に行くかもしれないことに言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされ、3(8)の女性や子供を持つ親たちは、日本が再び戦争に巻き込まれて女性が虐げられ、子供が戦場に送られる恐怖を味わわされ、3(9)のその他の被害者はそれぞれ、固有の被害を受けております。

- 5 安倍内閣総理大臣は、新安保法制法案が違憲ではないかとの追求に対して、「安保法案が違憲かどうかは、最高裁が判断する」との趣旨を述べて、新安保法制法案が違憲であるとの多数の国民・市民の意見や憲法学者の見解を一顧だにしませんでした。裁判所には違憲立法審査権があり、裁判官には憲法を尊重し、擁護する義務があります。今回の新安保法制法に基づく自衛隊の出動等により具体的被害が出てからでは遅いのです。そして、外国の軍隊と共同作戦をとるなどの集団的自衛権行使の既成事実ができてしまえば、裁判所において違憲と判断をした場合の政治的影響が極めて大きくなり、その判断も難しくなります。裁判所におかれては、違憲であることが明白な新安保法制法を黙認することなく、既成事実の作り上げに手を貸すことをせず、憲法と平和を守りたいとの国民・市民の願いに応えるとともに、内閣総理大臣の求める裁判所としての判断を行い、新安保法制法が違憲であることの判断をされることを強く願っております。

【請求の趣旨】

- 1 被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

【請求の原因】

第1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

1 新安保法制法の制定

平成27年9月19日、第189回国会の参議院本会議において、いわゆる新安保法制法案（自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法制整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案、本訴状においてはこれらの法案を総称して「新安保法制法案」と、可決成立したこれらの法律を総称して「新安保法制法」と、新安保法制法に基づく法体制を「新安保法制」といいます。）が採決され、賛成多数で可決成立したとされました。そして、これらの法律は、平成28年3月29日施行されました。

2 新安保法制法案に向けての閣議決定・国会提出

新安保法制法案の基本的な内容は、平成26年7月1日の閣議決定である「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（以下「26・7閣議決定」といいます。）に基づくものであり、内閣は、平成27年5月14日、26・7閣議決定の趣旨に沿って、新安保法制法案を閣議決定し（以下「27・5閣議決定」といいます。）、翌15日これを国会に提出しました。

3 新安保法制法の中心的内容

新安保法制法案の中心的な内容は、政府が従来一貫して、憲法9条の下では許されないとしてきた集団的自衛権の行使を「存立危機事態」における防衛出動として容認し、また、これまで武力を行使する他国に対する支援活動を「非戦闘地域」等に限る等としてきた限定を大きく緩和し、「現に戦闘行為が行われている現場」以外の場所であれば、世界中で、弾薬の提供まで含む兵站活動を「後方支援活動」ないし「協力支援活動」として広く認めようとする、などの点にあります。

4 新安保法制法の制定行為の違憲性

しかし、このような新安保法制法案によって容認される実力の行使は、戦争を放棄し、戦力の保持を禁止し、交戦権を否認した憲法9条に明らかに違反するものであり、憲法9条の改正なくしてできることはありません。成立したとされる新安保法制法は、憲法9条の平和主義条項に違反して無効です。また、このように内閣及び国会が、憲法改正の手段をとることなく、恣意的な憲法解釈の変更を行い、閣議決定をし、法律を制定して、憲法の条項を否定することは、憲法尊重擁護義務に違反し、憲法改正手段をも潜脱するものとして、立憲主義の根本理念を踏みにじるものであり、同時に国民主権の基本原則にも背くもので、違憲・違法です。

5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性

なお、この新安保法制法案の採決に至る過程においては、上記のような極めて重大な問題を抱える法案に対する国民・市民の反対や、慎重審議を求める声が大きくなるとなり、国会周辺及び全国各地での広汎な反対運動が展開されました。また、元最高裁判所長官と複数の元最高裁判所判事や、歴代の元内閣法制局長官において、集団的自衛権の行使が違憲であることはもはや確立した法規範となっているとの見解を示し、圧倒的多数の憲法学者、さらには日本弁護士連合会をはじめ各都道府県の単位弁護士会が新安保法制法案が違憲であり、これに反対する旨の意見表明をしました。しかし、政府・与党は、これら国民

・市民や法律家の声に背を向けて、衆議院及び参議院での採決を強行し、法案を「成立」させてしまいました。中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もされず、総括質疑も行わず、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」とされる異常なものであります。このような国会のありようは、日本の民主主義制度をも根底から揺るがすものです。

6 原告らの権利侵害

(1) 原告らは、日本国憲法の下で生きる国民であり、市民です。原告らはこれまで、日本国憲法の下で平和的生存権を含む基本的人権を享受し、またその保持のために不断の努力を重ねてきたものです。

原告らのある者は、先の太平洋戦争において自らや家族が空襲・原爆等による被害を受けた極限的な経験を有し、戦争の惨禍を身をもって体験し、その体験を戦後70年間背負って生きてきて、平和のうちに生存する権利がその人格の核心部分を構成しています。

原告らのある者は、米軍・自衛隊基地の近くに居住して、平時でもテロ攻撃の危険に脅かされ、戦時ないし準戦時体制になれば相手国からの武力攻撃の対象になります。

原告らのある者は、指定公共機関等で働き、日本の戦争遂行・戦争関与のために戦争協力や危険な業務への従事を命ぜられることになります。

原告らのある者は、いざ戦争となった場合に、自ら戦場に駆り出される蓋然性が高い者やその家族等です。

そして、原告らは、すべて、新安保法制法が実施・運用された場合に何らかの権利制限を受け、権利侵害を受ける者です。

(2) 憲法9条に違反する新安保法制法の制定は、その実施を予定するものであり、現に平成28年3月29日施行され、中谷防衛大臣は施行直前の記者会見において、新たな任務については準備期間を経て実施する旨述べており

ます。集団的自衛権の行使、後方支援活動、協力支援活動等の新安保法制法により新たに定められた任務が実施された場合、日本は、行使の相手国から敵対国とみなされ、テロを含む攻撃を受けることとなります。原告らは、これから起こるであろうこれらの事態を予測し、言葉に表せないほどの精神的苦痛を受けております。

- (3) 新安保法制法の制定は、原告らの上記平和的生存権、人格権を侵害するとともに、国民投票権の保障に現れている、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する根源的な権利（本書面では「憲法改正・決定権」といいます。）をも否定するものです。

7 まとめ

以上のとおり、新安保法制法の制定に係る内閣（その構成員である各国務大臣）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決、制定は、①憲法前文及び9条の下で、戦争や武力の行使をせず、戦争による被害も加害もない日本に生存することなどを内容とする、原告らの平和のうちに生存する権利（平和的生存権）を侵害します。②また、日本が外国の戦争に加担することによって、国土が他国からの反撃やテロリズムの対象となり、あるいは外国での人道的活動・経済的活動等を危険に晒すなど、生命・身体の安全を含む人格権を侵害します。③そして、憲法改正の経路を経ることなく憲法違反の法律によって憲法の規定を実質的に改変してしまった今回の新安保法制法制定の過程と手続は、憲法改正・決定権を侵害するものでもあります。

第2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

1 新安保法制法制定の経緯

- (1) 内閣は、前記のとおり、平成26年7月1日、26・7閣議決定を行いま

した。

同閣議決定は、「我が国を取り巻く安全保障環境は根本的に変容するとともに、更に変化し続け、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面している」「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」などとの情勢認識に基づき、「いかなる事態においても国民の命と暮らしを断固として守り抜くとともに、国際協調主義に基づく『積極的平和主義』の下、国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献するためには、切れ目のない対応を可能とする国内法制の整備をしなければならない」として、次のような法整備等の方針を示したものです。

- ①「武力攻撃に至らない侵害への対処」として、警察機関と自衛隊との協力による対応体制の整備、治安出動や海上警備行動の下令手続の迅速化の措置、自衛隊による米軍の武器等防護の法整備等を行う。
 - ②「国際社会の平和と安定への一層の貢献」として、(1)後方支援について、他国軍隊の「武力の行使との一体化」論自体は前提としつつ、従来の「後方地域」や「非戦闘地域」に自衛隊の活動する範囲を一律に区切る枠組みではなく、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所でならば支援活動を実施できるようにする、(2)PKOなどの国際的な平和支援活動について、駆け付け警護や治安維持の任務を遂行するための武器使用、邦人救出のための武器使用を認める。
 - ③「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」として、後に新安保法制法において、存立危機事態における防衛出動として位置づけられる集団的自衛権の行使を、憲法上許容される自衛のための措置として容認する。
- (2) 政府は、その後、平成27年4月27日、アメリカ合衆国との間で、新安保法制法案の内容に則した新たな「日米協力のための指針」（新ガイドライン）を合意した上、内閣は、前記のとおり、5月14日、新安保法制法案の

閣議決定（27・5閣議決定）を行いました。この法案は、自衛隊法・事態対処法・周辺事態法・国連平和維持活動協力法等10件の法律を改正する平和安全法制整備法案と、従来のようなテロ特措法・イラク特措法等の特別立法なしに随時自衛隊を海外に派遣して外国軍隊を支援できるようにする一般法としての新規立法である国際平和支援法案の、2つの法案によって構成されたものです。そして政府は、翌5月15日、同法案を衆議院に提出しました。

法案の内容は、基本的に26・7閣議決定に基づくものとなっていますが、それを越えた部分もあり、重要な点として例えば、後方支援について、従来の「周辺事態」を「重要影響事態」に広げて地理的限定なく自衛隊を派遣できるようにし、また、特別立法なしに世界中で生ずる「国際平和共同対処事態」にいつでも自衛隊を派遣できるようにし、さらにこれらの後方支援の内容として他国軍隊に対する弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を可能としました。また、国連平和維持活動協力法においても、国連が統括しない「国際連携平和安全活動」にも自衛隊が参加できるようにしたなどの点があります。

- (3) 新安保法制法案は、衆議院で同年7月16日に可決され、参議院で同年9月19日に可決されて、同月30日公布され、平成28年3月29日施行されました。

2 集団的自衛権の行使が違憲であること

(1) 集団的自衛権の行使容認

新安保法制法は、自衛隊法及び武力攻撃事態対処法を改正して、これまでの武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいいます。以下同じ。）との概念に加えて、存立危機事態という概念を創り出し、自衛隊が、個別的自衛権のみならず、集団的自衛権を行使することを可能としました。

すなわち、改正後の事態対処法2条4号において、存立危機事態は「我が

国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態」と定義され、自衛隊法76条1項2号は、防衛出動の一環として、存立危機事態における自衛隊の全部又は一部の出動を規定しました。そして防衛出動をした自衛隊は、「必要な武力の行使をすることができる」（同法88条1項）こととなります。

(2) 憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止

憲法9条の解釈については、A：自衛のための戦争を含めてあらゆる武力行使を放棄して非武装の恒久平和主義を定めたものであるという解釈から、B：自衛のための必要最小限度の実力の保持は憲法も許容しているとの解釈、さらには、C：否定されるのは日本が当事者となってする侵略戦争のみであって集団的自衛権の行使も許されるとする解釈まで、様々な立場があります。

そして、日本政府は、これまで、日本国憲法も独立国が当然に保有する自衛権を否定するものではなく、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法9条2項の「戦力」には当たらないとする一方で、その自衛権の発動は、①日本に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきことの3つの要件（自衛権発動の3要件）を満たすことが必要であるとの解釈を定着させてきました。そして、政府は、自国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利としての集団的自衛権の行使は、この自衛権発動の3要件、特に①の要件に反し、憲法上許されないと解してきました。

また、政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、それが外部からの武力攻撃を日本の領域から排除することを目的と

することから、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度において日本の周辺の公海・公空における対処も許されるが、反面、武力行使の目的をもって自衛隊を他国の領土・領海・領空に派遣する、いわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないとしてきました。

すなわち、政府は、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して始めて憲法9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないと解してきましたが、それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法9条に反して許されないとされてきたのです。

この海外派兵の禁止、集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、昭和29年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返して表明されてきました。それは、憲法9条の確立された政府の解釈として規範性を有するものとなり、これに基づいて憲法9条の平和主義の現実的枠組みが形成され、「平和国家日本」の基本的あり方が形造られてきたのでした。

(3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認

ところが、政府は、平成26年7月1日、上記のこれまでの確立した憲法9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定（26・7閣議決定）を行い、これを実施するための法律を制定するものとなりました。

すなわち、「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される

明白な危険がある場合において、②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、③必要最小限度の実力の行使をすること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されるとし、この武力の行使は、国際法上は集団的自衛権が根拠となる場合があるが、憲法上はあくまでも「自衛の措置」として許容されるものである、としたのです（上記①②③は引用者が挿入。これが「新3要件」といわれるものです。）。

そして、新安保法制法による改正自衛隊法76条1項及び事態対処法2条4号等に、上記新3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至りました。

(4) 集団的自衛権行使容認の違憲性

ア しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されるとの解釈を真っ向から否定するものです。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊は「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触します。

イ 新3要件に即してみると、そのことはより明確です。

まず、「他国に対する武力攻撃」に対して日本が武力をもって反撃するということは、法理上、これまで基本的に日本周辺に限られていた武力の行使の地理的限定がなくなり、外国の領域における武力の行使、すなわち海外派兵を否定する根拠もなくなることを意味します。

そして第1要件についていえば、「我が国に対する武力攻撃」があったかなかったかは事実として明確であるのに対し、他国に対する武力攻撃が

「我が国の存立を脅かす」かどうか、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利を覆す」かどうかは、評価の問題であるから、極めてあいまいであり、客観的限定性を欠きます。「密接な関係」「根底から覆す」「明白な危険」なども全て評価概念であり、その該当性は判断する者の評価によって左右されます。そして法案審議における政府の国会答弁によれば、この事態に該当するかどうかは、結局のところ、政府が「総合的に判断」というのです。

第2要件（他に適当な手段がないこと）及び第3要件（必要最小限度の実力の行使）は、表現はこれまでの自衛権発動の3要件と類似していますが、前提となる第1要件があいまいになれば、第2要件、第3要件も必然的にあいまいなものになります。

例えば、国会審議を含めて政府から繰り返し強調されたホルムズ海峡に敷設された機雷掃海についてみれば、第1要件のいう「我が国の存立が脅かされ、国民の生命等が根底から脅かされる」のは、経済的影響でも足りるのか、日本が有する半年分の石油の備蓄が何か月分減少したら該当するのか、そのときの国際情勢や他国の動きをどう評価・予測するのかなどの判断のしかたに左右され、第2要件の「他の適当な手段」として、これらに関する外交交渉による打開の可能性、他の輸入ルートや代替エネルギーの確保の可能性などの判断も客観的基準は考えにくく、さらに第3要件の「必要最小限度」も第1要件・第2要件の判断に左右されて、派遣する自衛隊の規模、派遣期間、他国との活動分担などの限度にも客観的基準を見出すことは困難です。

以上に加えて、平成25年12月に制定された特定秘密保護法により、防衛、外交、スパイ、テロリズム等の安全保障に関する情報が、政府の判断によって国民に対して秘匿される場合、「外国に対する武力攻撃」の有無・内容、その日本及び国民への影響、その切迫性等を判断する偏りのな

い十分な資料を得ることすらできず、政府の「総合的判断」の是非をチェックすることができないのです。

ウ こうして、新安保法制法に基づく集団的自衛権の行使容認は、これまで政府自らが確立してきた憲法9条の規範内容を否定するものであるとともに、その行使の3要件が客観的限定性をもたず、きわめてあいまいであるため、時の政府の判断によって、日本が、他国のために、他国とともに、地理的な限定なく世界中で武力を行使することを可能にするものとして、憲法9条の規定に真っ向から違反するものです。

(5) 立憲主義の否定

ア 日本国憲法は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」（前文）として、立憲主義に基づく平和主義を明らかにし、基本的人権の不可侵性を規定するとともに（97条）、憲法の最高法規性を規定して（98条1項）、国務大臣・国会議員等に憲法尊重擁護義務を課しました（99条）。日本国憲法の立憲主義は、国家権力に憲法を遵守させて縛りをかけ、平和の中でこそ保障される国民・市民の権利・自由を確保しようとするものです。

イ 26・7閣議決定、27・5閣議決定及び新安保法制法の制定によって集団的自衛権の行使を認めることは、これを禁止した規範として確立していた憲法9条の内容を、行政権の憲法解釈及び国会による法律の制定によって改変してしまおうとするものであり、これはまさに、この立憲主義の根本理念を踏みにじるものです。

ウ 同時に、このような憲法の条項の実質的改変は、本来、憲法96条に定める改正手続によらなければならないことです。同条は、憲法の改正には、各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による過半数の賛成を要求し、慎重な改正手続を定めるとともに、憲法制定権力に由

来する主権者たる国民の意思に、その最終的な決定を委ねたのです。閣議決定と法律の制定によって憲法9条の内容を改変することは、憲法96条の改正手続を潜脱することであり、立憲主義を踏みにじり、憲法制定権力に由来する主権者たる国民の、憲法改正に関する決定権を侵害することです。

3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

(1) 後方支援活動等の軍事色強化

新安保法制は、重要影響事態法及び国際平和支援法において、その主要な活動として、合衆国軍隊等に対する後方支援活動及び諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を規定し、（以下、「後方支援活動」と「協力支援活動」を合わせて「後方支援活動等」といいます。また、集団的自衛権の行使と後方支援活動等の実施を合わせて「集団的自衛権の行使等」といいます。）、地球上どこでも、また、米軍に対してだけでなくその他の外国の軍隊に対しても、後方支援活動等を行うことを可能としました。

すなわち、まず、従来の周辺事態法を重要影響事態法へと改正し、これまで、「周辺事態」すなわち「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」に対処する法律だったのを、この定義規定の文言から「我が国周辺の地域における」という限定を外して「重要影響事態」と称し、支援の対象も米軍以外の外国軍隊にも広げて、「後方支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする米軍等への後方支援等の対応措置をとれることとしました。

また、これまではアフガニスタン戦争、イラク戦争に際して、テロ特措法、イラク特措法等という特別立法をそのつど行い、外国軍隊への協力支援等を行っていたのを、「国際平和共同対処事態」すなわち「国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合

憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの」に対し、いつでも、地理的限定なく自衛隊を後方支援等のために派遣でき、「協力支援活動」「捜索救助活動」として、武力行使等をする外国軍隊への協力支援等の対応措置をとれることとしました。

これら「後方支援活動」及び「協力支援活動」の内容はほぼ同じであり、自衛隊に属する水・食糧・機器等の物品の提供及び自衛隊の部隊等による輸送・修理・医療等の役務の提供を主な内容としますが、今回、従来の周辺事態法やテロ特措法等の内容を拡大し、これまで禁止されていた弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機の給油・整備等、外国の武力の行使に直結する、より軍事色の強いものが加えられました。

(2) 後方支援活動等の武力行使性

ここで後方支援活動等とされるものは、外国の軍隊に対する物品及び役務の提供であって、一般に「兵站」と呼ばれているものです。

自衛隊の後方支援活動等において問題となるのは、これらが憲法の禁ずる「武力の行使」に当たらないかという点です。すなわち、直接戦闘行為に加わらなくても、また、自衛隊の活動自体が武力行使に当たらないとしても、他国の武力行使と一体になることによって、結局、憲法9条が禁止する「武力の行使」と評価されるのではないかという問題です。

(3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化

ア 名古屋高裁平成20年4月17日判決（判例タイムズ1313号137頁－自衛隊のイラク派遣差止訴訟）は、イラクにおいて航空自衛隊が多国籍軍の武装兵員を空輸した行為につき、「他国による武力行使と一体化した行動であって、自らも武力の行使を行ったと評価を受けざるを得ない行動であるということが出来る」と判示しました。

後方支援活動等は、それ自体は戦闘行為そのものではないとしても、相

手国から見れば一体として武力を行使しているものとして攻撃の対象となり得るものであり、法的にも武力の行使と評価され得るものです。

従来の政府解釈では、このような一体化論を前提として（つまり、後方支援活動等が、法的に武力行使とみられることがあることを前提にして）、他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきました。

具体的には、まず平成2年の湾岸戦争での多国籍軍支援のための「国際連合平和協力法案」（不成立）の際に問題になりましたが、その後、周辺事態法（平成11年）において、米軍の支援を行うことができる地域を「後方地域」すなわち「現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域」に限定することによって、米軍の武力行使と一体化しない法律上の担保とする仕組みがとられました。同時に、後方地域支援活動としての米軍に対する物品・役務の提供から、弾薬を含む武器の提供、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油・整備を除外しました。

そして旧テロ特措法（平成13年）においても、周辺事態法の上記「後方地域」と同じ文言で定められた地域に協力支援活動等を限定して、多国籍軍との武力行使の一体化が生じないようにすることとされました。すなわち、ここで限定された活動地域は（法文上の用語ではない）「非戦闘地域」と称され、「戦闘地域」と「非戦闘地域」という区別が議論の焦点となり、自衛隊の活動領域を「非戦闘地域」に限定し、「非戦闘地域」での協力支援活動等は武力行使に当たらないとして、法文上この問題を解決しようとした。旧イラク特措法（平成15年）においても同様の解釈が行われました。

しかしながら、この立法と解釈自体、相当に危険をはらんでいるものでありました。現に、イラク派遣の実態は、「非戦闘地域」とされたサマワ

の自衛隊の宿営地に迫撃砲やロケット弾による攻撃が10回以上発生していることや、前記のとおり名古屋高裁判決が航空自衛隊による武装兵員の輸送を武力行使と一体化したものと判断しているように、問題を残すものでありました。

イところが、重要影響事態法と国際平和支援法は、さらに要件を緩め、従来の「後方地域」「非戦闘地域」に自衛隊が活動する地域を区切って限定することにより、他国軍隊との武力行使の一体化の問題が生じない担保とする枠組みに依拠することなく、「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所であれば、そこで実施する日本の支援活動については、そもそも当該他国の武力行使と一体化するものではないという考え方を採ることとし、状況の変化に応じて、その場所が「現に戦闘行為を行っている現場」になる場合には、その活動を休止・中断すればよいものとしたのです（26・7閣議決定）。

加えて、重要影響事態法と国際平和支援法は、後方支援活動等の内容として、弾薬の提供や、戦闘行為のために発進準備中の航空機に対する給油・整備までも許容します。これは他国軍隊の武力行使への直接の支援にほかなりません。

政府は、それでも「武力行使の一体化」は生じないとするのですが、これは戦闘の実態に目をつぶった欺瞞であると言わざるを得ません。これによれば、自衛隊は、現に戦闘行為が行われていなければ、そのすぐ近くの地域であっても支援活動が可能であることになり、そのような場所で弾薬の提供まで含む兵站活動を行っている自衛隊は、相手国から見れば、武力を行使する他国の軍隊とまさに一体となって武力を行使する支援部隊と見られ、相手国からの攻撃の対象とされることは避けられないでしょう。そして自衛隊がこれに反撃し、交戦状態へと突き進む危険性は極めて高いといえます。

従来の、危ういながら、「非戦闘地域」という枠組みによってかろうじて合憲性の枠内に留まるとされてきた後方支援活動等ではありましたが、その枠組みさえも取り払われ、弾薬の提供等まで許容した上記二つ法律においては、もはやそのような説明は成り立たず、これによる自衛隊の後方支援活動等は他国軍隊の武力の行使と一体化し、又はその危険性の高いものとして、憲法9条に違反するものであることが明らかです。

(4) 後方支援活動等の違憲性

以上のように後方支援活動等の実施も憲法9条に違反するものであり、そのような内容の閣議決定を行い、また法律を制定して憲法9条の規範内容を改変しようとするのが、立憲主義を踏みにじるものであり、また、憲法96条の改正手続を潜脱して国民の憲法改正に関する決定権を侵害するものであることについては、前記（第2の2(5)）で述べたことがそのまま当てはまります。

4 砂川事件判決について

そして、集団的自衛権の行使が憲法上許容されるものであることについての根拠を示すことが困難になっていく中で、政府与党からは、最高裁昭34年12月16日大法廷判決（刑集13巻13号3225頁、砂川事件判決）が「わが国が、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使として当然のことといわなければならない」と述べていることをもって、この必要な自衛の措置をとることの中には、集団的自衛権も含まれるとして合憲性の主張の根拠とするようになりました。

しかし、同事件においては、集団的自衛権の憲法適合性はまったく争点になっておらず、最高裁の上記判示部分は、日本に対する直接の武力攻撃があった場合の当然の「国家固有の権能」としての自衛の権利について述べたものであることは文脈上も明らかです。安全保障環境がまったく異なる60年近く前の

アメリカ軍基地の駐留が合憲か否かの裁判の判決の、しかも傍論部分の片言隻句をもって今回の新安保法制法正当化の論理の根拠として利用せざるを得ないところに、合憲論の根拠の弱さが明白に表れています。

5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性

以上のとおり、集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分、すなわち、新安保法制法のうち、少なくとも集団的自衛権の行使等の根拠となる条項（自衛隊法76条1項2号等、重要影響事態法3条1項2号、6条1項、2項等、国際平和支援法3条1項2号、7条1項、2項等）は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反し、違憲であり、違憲の法律制定に向けての閣議決定及び国会の議決等が違法であることは明らかです。

第3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

(1) 以上のとおり、新安保法制法において規定された、①自衛隊法76条1項2号に基づく存立危機事態における防衛出動（集団的自衛権の行使）、②重要影響事態法6条1項又は2項に基づく重要影響事態における後方支援活動、③国際平和支援法7条1項又は2項に基づく国際平和共同対処事態における協力支援活動は、憲法9条に違反するものです。

憲法9条はこれまで、少なくとも、このような行為を国に禁止することによって、日本が他国の戦争に参加・加担し、又は他国の戦争に巻き込まれて戦争当事国となることのないよう、その歯止めとなってきました。

(2) ところが、集団的自衛権の行使は、日本が他国の戦争に、海外にまで出向いて参加し、武力を行使して、日本を戦争当事国としてしまいます。従来の法制と憲法解釈の下では、日本の領域が外部から武力攻撃を受けない限り、日本は戦争当事国になることはなかったのに対し、集団的自衛権の行使の容認は、日本が積極的に打って出て、戦争をする機会を大きく広げたものです。

そして、日本が戦争当事国になれば当然に、敵対国ないし敵対勢力からの武力攻撃やあるいはテロ攻撃を、日本の領域に対しても招くことになります。すなわち、日本の国土が戦場となるのです。

なお、「存立危機事態」であるとして日本が他国間の戦争に参加した場合、多くは「武力攻撃予測事態」すなわち「我が国に対する武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」に該当する状況になると考えられます。そして、事態対処法では、「武力攻撃予測事態」と「武力攻撃事態」とを併せて「武力攻撃事態等」と称され、いわゆる有事法制が適用される状況となります。

- (3) 新安保法制による後方支援活動等についても、これは前記のように、戦闘行為の現場近くで弾薬の提供等まで行う兵站活動を認めるものですから、容易に外国軍隊との武力行使の一体化を招きます。相手国等からすれば、自衛隊は正当な攻撃対象となるのであり、自衛隊がこれに反撃して戦闘状態となる危険、すなわち自衛隊による武力の行使に至る危険が極めて高いものです。

こうして、ここでも、後方支援活動等から、日本は戦争当事国となり、日本の領域に対しても武力攻撃やテロ攻撃を招くことになります。ちなみに、新安保法制法案の国会審議において、政府は、I S（イスラム国）に対する空爆の後方支援活動は、「法理論としては対象になるが、政策判断として考えていない」旨の答弁をしています（平成27年5月28日衆議院平和安全法制特別委員会）。すなわち政府の政策判断が変われば、I S空爆の後方支援もありうるのであり、日本と日本人は、I Sのテロの標的となることを覚悟しなければなりません。

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

- (1) 国民は、重要影響事態、国際平和共同対処事態及び存立危機事態、そして、存立危機事態において多くの場合並存することにならざるを得ない武力攻

撃予測事態、さらには、その後、移行することが予測される武力攻撃事態において、以下に掲げる多種多様の権利制限を受け、義務を負わなければならないこととなります。私たちは、この訴訟において、4以下に記載する3つの権利侵害（平和的生存権侵害、人格権侵害、憲法改正・決定権侵害）に限定して主張していますが、新安保法制法の成立がなければ、甘受する必要な全くなかったこのような権利制限、義務の負担等によって、より広範な自由権、財産権の侵害を受けることになってしまうのです（もとより、これらは、平和的生存権侵害、人格権侵害の一部を構成しています。）。なお付言しておきますが、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態における権利制限については、旧安保法制法の下においても法制上は存在したのですが、それはあくまでも個別的自衛権を行使した場合を前提としたものであり、集団的自衛権を行使するなどした場合を想定したものではありませんでした。新安保法制法によって、国民がその権利制限を受けたり義務を負担しなければならない現実性は格段に増大してしまっただけです。

- (2) 重要影響事態及び国際平和共同対処事態においては、国は、後方支援活動等の「対応措置」に関する「基本計画」を定めてこれを実施することになりますが、その場合、国は、地方公共団体その他国以外の者に協力を依頼することができる等とされています（重要影響事態法9条、国際平和支援法13条）。

なお、ここで「国以外の者」としては、事態対処法でいう指定公共機関・地方指定公共機関などが想定されます。指定公共機関には、各種独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便、全国的ないし広域的な放送事業者、電気・ガス事業者、航空運送業者、鉄道事業者、電気通信事業者、旅客・貨物運送事業者、海運事業者等が、法人名で個別に指定されています（事態対処法施行令3条、平成16年9月17日内閣総理大臣公示）。地方指定公共機関は、知事がその地域で同種の公共的事業を営む者か

ら指定しています（国民保護法 2 条 2 項）。

(3) 存立危機事態においては、国は、「対処措置」すなわちその事態に対処する自衛隊の任務の遂行等に関する措置（武力の行使、部隊の展開等）と国民保護関連措置（公共的施設の保安、生活関連物資の安定供給等）の両面で「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置し、これらの対処措置を実施します。存立危機事態については、地方公共団体・指定公共機関はこれら対処措置を行う責務までは規定されていませんが、国と連携協力して万全の措置を講ずべきこととされ（事態対処法 3 条 1 項）、事態対策本部長（総理大臣）の調整を受け、調整に応じない場合には指示、代執行もなされます（同法 14 条、15 条）。

(4) 武力攻撃予測事態は、日本の領域に対する武力攻撃にはまだ至っておらず、自衛隊法 76 条 1 号の防衛出動はまだなされていませんが、これが予測される状態であり、この段階でも例えば、自衛隊に防衛出動待機命令が出され（同法 77 条）、予備自衛官が招集される（同法 70 条）等、防衛出動に備える体制がとられます。また、自衛隊展開予定地域での陣地その他の防衛施設構築のため、武器の使用、土地等の強制使用等もなされます（同法 77 条の 2 等）。

そして、その後移行することが予測される武力攻撃事態における場合と同様、国は、自衛隊の任務の遂行等に関する措置と国民保護に関する措置の両面での「対処措置」をとるため、「対処基本方針」を策定し、事態対策本部を設置します。そして、武力攻撃事態等においては、地方公共団体・指定公共機関等は対処措置を行う責務があり、国民もこれに協力するよう努めるものとされます（事態対処法 5～8 条）。したがって、地方公共団体・指定公共機関等にはそれらに伴う様々な業務が指示され、その職員・労働者が従事を求められます。

そして、武力攻撃事態（日本に対する外部からの武力攻撃が発生し、又は

その危険が切迫した事態)は、まさに日本の領域が戦場になる局面であり、その中で防衛出動と武力の行使がなされることとなります(自衛隊法76条、88条)。そこでは、自衛隊の任務遂行(戦争遂行)のため、また国民保護措置のため、強力な権利制限が可能とされます。その典型的なものが同法103条であり、①病院等政令で定める施設の管理、②土地・家屋・物資の使用、③業務上取扱物資の保管命令・収用、④医療・建築土木・輸送業者に対する業務従事命令が用意されています。電気通信設備の優先利用もなされます(同法104条)。地方公共団体や指定公共機関は、戦争状態の下で対処措置を実施する責務を負い、これに従事する職員・労働者は、一般の国民・市民と同様に自らも身の危険にさらされながら、これら対処措置への従事・遂行が求められます。

3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

(1) 1及び2に記載したように、武力攻撃事態対処法などの改正により、日本はどこからも攻撃されていないのに、集団的自衛権を発動して米国などの戦争に自衛隊が参戦し、海外で武力行使をすることになります。

それは相手国から反撃されても構わない立場に自ずから置くことになり、現実に参加して殺し、殺される自衛隊員はもちろん、国民・市民も反撃やテロ行為にさらされ、ある者は戦争に具体的に協力させられるなどして、平和的生存権や生命身体及び精神的人格権の侵害を受けることとなります。

集団的自衛権の行使等を実行する可能性は、同盟国とされている米国が現実には武力行使している中東地域が考えられますが、同地域で集団的自衛権の行使等を行った場合、パリその他において行われたテロ行為が日本でも行われるであろうことは容易に推測でき、その対象は、東京・大阪をはじめとする都市住民や原子力発電所が考えられるところです。また、集団的自衛権行使の可能性の高い北朝鮮(安倍首相は平成27年6月26日の特別委員会

で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明していますし、本年（2016年）3月には、アメリカと韓国は北朝鮮の侵攻を前提にしての軍事演習を行い、これに北朝鮮が反発して、緊張が高まっていると報道されています。）との関係で集団的自衛権の行使等がされれば、朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になるでしょうし、東京・大阪をはじめとする都市や原子力発電所もミサイル攻撃の対象となる可能性が高いといえます。

(2) 武力行使と一体化となる後方支援活動等によっても同様の事態となることが予測されます。

(3) 原告らは、新安保法制法の制定の結果、集団的自衛権の行使等により上記のような重大な権利侵害を受ける事態となることをおそれ、不安にさいなまれ、集団的自衛権の行使等が実際になされていない現段階においても、多大な精神的苦痛を受けています。

4 原告らの権利、利益の侵害（概論）

(1) 平和的生存権の侵害

ア 平和的生存権の具体的権利性

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定しています。

平和は、国民・市民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民・市民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。した

がって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあって、その享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものです。この平和的生存権の具体的権利性は、また、包括的な人権を保障する憲法13条の規定によってその内容をなすものとして根拠づけられるとともに、憲法9条の平和条項によって制度的な裏付けを与えられています。

とりわけ、憲法9条に反する国の行為によって、国民・市民の生命、自由等が侵害され、又はその危険にさらされ、あるいは国民・市民が憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強いられるような場合（前記2の(2)ないし(4)に掲げた「各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等」参照）、これに対する救済を求める法的根拠として、平和的生存権の具体的権利性が認められなければなりません（前記名古屋高裁平成20年4月17日判決参照）。

イ 憲法9条の改変による戦争の危険

前記第2などで述べたように、新安保法制法による存立危機事態における防衛出動や後方支援活動等の実施の容認は、これまで政府の憲法9条解釈においても許されないとされてきた解釈を変更し、憲法9条を実質的に改変するものとして、集団的自衛権による武力の行使や、他国軍隊の武力行使の支援等により一体化した武力の行使を行い、又はその危険をもたらすものです。それは、従来の憲法9条解釈の下ではあってはならないものとされてきた、日本が他国の戦争に関与し、戦争の当事者となること、日本の領域外に出向いて武力の行使をすることをみずから選択し、あるいは従来の憲法9条解釈の下では生じなかった場合にまで他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させるものです。

ウ 平和的生存権の侵害

原告らは、このような集団的自衛権の行使又は後方支援活動等の実施を容認した新安保法制法の提出に係る内閣の行為及び国会の議決によって、上記のような平和的生存権を侵害されました。

すなわち、原告らは、日本人310万人、世界では5200万人の死者を生じた第二次世界大戦など悲惨を極めた過去の戦争の結果、そこでの人間の尊厳の蹂躪、生存者にも残る癒えない傷痕など、政府の行為によって再びかかる戦争の惨禍が起こることのないことを心から希求し、憲法前文及び9条に基づいて、戦争を放棄して戦力を持たず、武力を行使することのない平和国家日本の下で平和のうちに生きる権利を有しています。とりわけ、原告らのうち戦争の体験を有する者、例えば空襲被害者、原爆被害者等の戦争被害者は、戦火の中を逃げまどい、生命の危険にさらされ、家族を失う等の極限的な状況に置かれ、心身に対する深い侵襲を受けて、二度と戦争による被害や加害があってはならないことを身をもって痛感し、その体験を戦後70年間背負って生きてきた者です。平和憲法、なかんずく9条の規定は、その痛苦の体験の代償として得られたかけがえのないものであり、平和のうちに生きる権利は、これら原告の人格と一体となって、その核心部分を構成しています。

このような平和的生存権は、戦争の被害者となることを拒否するばかりでなく、他国に対する軍事的手段による加害行為に加担することなく、みずからの平和的確信に基づいて生きる権利等を包含するものであります。

ところが、新安保法制法の制定は、このような原告らの平和的生存権を蹂躪し、侵害するものです。集団的自衛権の行使や後方支援活動等の実施は、日本が自ら他国の攻撃に加担し、武力の行使や兵站活動等を行って、他国の国土を破壊し、その国民・市民を死傷させるものであるとともに、戦争の当事国となった日本は、当然に、敵対国から国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となることを覚悟しなければならないのであり、

原告らを含む日本の国民・市民の全部が、戦争体制に突入し、その犠牲を覚悟しなければならないこととなります。このようなものとしての集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定は、日本が実際に戦争に突入した場合はもちろんであるが、それに至らない段階においても、その具体的危険を生ぜしめるものとして、原告ら国民・市民の平和的生存権を侵害するものであります。

(2) 人格権侵害

ア 人格権ないし幸福追求権

憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定します。

この規定は、人間が社会を構成する自律的な個人として、その人格の尊厳が確保されることが日本国憲法の根本理念であり、個別的な基本的人権の保障の基底をなすものであることを示すものであります。同条は、種々の個別的な基本的人権の出発点をなす個人の尊厳、すなわち個人の平等かつ独立の人格価値を尊重するという個人主義原理を表明したものであるとともに、「生命、自由及び幸福追求の権利」として統一的・包括的な基本的人権条項として捉えることができます。

なお、本書面では、このような憲法13条に基づいて保障されるべき個人の生命、身体、精神、生活等に関する権利の総体を、広義の「人格権」ということとします（大阪高裁昭和50年11月27日判決・判例時報797号36頁—大阪空港事件控訴審判決参照）。

イ 人格権の侵害

日本が他国の戦争の当事者となり、あるいは他国の戦争に巻き込まれる危険と機会を増大させる集団的自衛権の行使等は、上記のように、敵対国から日本の国土に攻撃を受け、あるいはテロリズムの対象となる危険をも

たらずものであり、新安保法制法の制定によって、原告らを含む日本の国民・市民は、そのような事態に直面すること、及びその犠牲を覚悟しなければならぬこととなりました。

そのことによって、原告ら国民・市民は、例えば以下のような人格権の侵害を受けることとなります。

まず、敵対国や敵対勢力から真っ先に攻撃の対象とされる可能性の高いのは、米軍基地が集中する沖縄であり、あるいは全国の米軍・自衛隊基地及びその付近、原発施設及びその付近等であって、これらの地域に居住する原告らはその攻撃対象となり、生命・身体等を直接に侵害される危険に晒されます。また、戦争による犠牲が集中するのは、いつも、女性であり、そして、子ども、障がい者等の社会的弱者であり、戦火の中を逃げ惑い、人間性を蹂躪され、生活の困窮を強いられることとなります。さらに、海外で人道的活動に従事しているNGO関係者、民間企業の海外勤務労働者なども、その活動が危険又は不可能になることも生じます。そして戦場に駆り出されるのは自衛隊員を含む現在の若者であり、あるいは将来の担い手としての子どもたちですが、本人はもちろん、我が子や孫を、殺し殺される戦場に送り出すことを強いられる母親その他の家族の苦悩には耐え難いものがあります。

さらにまた、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、そこで働く公務員・労働者が危険な業務に直面したり、医療従事者、交通・運輸労働者などが関係業務への従事に駆り出されるなどのことが生じます。

集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法の制定により、いつでも集団的自衛権の行使等がされる事態となるおそれが強いことは、既に述べたとおりであり、原告らは、同法の制定等に係る内閣の閣議決定及び国会

の決議により、戦争とテロ行為に直面するおそれが現実化し、その生命、身体、精神、生活等万般にわたって、危険に直面し、又は現に侵害を受ける恐怖を抱かされ、不安におののかされるなどして、その人格権を侵害されています。

なお、原告らについてのこれら人格権の侵害の具体的内容は、後に詳しく主張します。

(3) 憲法改正・決定権侵害

ア 国民主権は、国の政治の在り方を終局的に決定する力（主権）が国民にあるという原理であり、国民の有する参政権も、この原理から湧出した権利です。憲法改正に係る国民投票権もそうです。

日本国憲法においては、代表制民主主義（間接民主主義）が強調され、参政権は、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利がその代表的なものとしてされています。しかし、補充的に、直接民主主義の規定も設けられ、憲法改正の国民投票、最高裁判所裁判官の国民審査、地方特別法の住民投票がそれにあたり、これらも参政権に含まれると解されており

イ すなわち、近代立憲主義は、全ての価値の根源にある個人の自由と権利を実現するために、国の政治の在り方を最終的に決定する力（主権）を有する国民が、権力を制限する規範として憲法を制定することによって成立します。憲法制定権力は国民が有し、実定憲法が制定されることによって、国民主権が制度化されるとともに、憲法制定権力は憲法改正権力に転化し制度化されます（憲法改正権は「制度化された制憲権」とも呼ばれています。）。

日本国憲法96条1項の憲法改正手続は、この国民の憲法制定権力に由来する憲法改正権の現れです。そこでは国会の各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と国民投票による国民の過半数の賛成が要件とさ

れていますが、この間接民主主義による手続と直接民主主義による手続と通じて、憲法改正が国民の意思決定に基づくことを担保しようとしているのです。

ここでとくに国民投票制度が設けられているのは、その憲法改正権力に担い手である国民各人に、その憲法改正の内容について直接自ら意思表示をし、その決定に参加する権利を保障しようとするものであり、直接民主主義的な参政権としても位置づけられるものです。国民各人は、国民主権及び民主主義の担い手として、憲法の条項と内容を自らの意思に基づいて決定する根源的な権利として憲法改正・決定権を有するのであり、憲法96条1項はその現れにほかなりません。

ウ 新安保法制法は、前記のように規範性を有する憲法9条の解釈を変更し、その内容を法律によって改変してしまおうとするものです。それは本来、憲法96条1項に定める国会の発議と国民投票の手続をとらなければならないことであるにもかかわらず、これを潜脱するものです。しかも、この憲法改正の手続を回避して採られた立法の国会審議の過程においては、多くの国民・市民及び野党の反対を押し切った採決が強行され、中でも参議院平和安全法制特別委員会における採決は、地方公聴会の報告もなされず、総括質疑も行わず、不意をついて与党議員が委員長席を取り囲んで野党議員を排除し、「議場騒然、聴取不能」としか速記に記録されない混乱の中で「可決」したとされる異様なものでありました。それは、国民から負託された国会による代表制民主主義をも蹂躪しつつ、本来憲法改正手続を踏まなければならないはずの、実質的な憲法改変を強行したものであります。新安保法制法の制定は、このようにして、原告ら国民が自らの意思に基づいて憲法の条項と内容を決定する前記憲法改正・決定権をないがしろにし、これを侵害するものです。

そして、集団的自衛権の行使等は、このように原告らの憲法改正・決定

権を侵害し、蹂躪した手続によって制定された新安保法制法の現実の適用・実施過程であり、また、これが反復されることによって、その侵害の結果を既成事実化することになります。そしてこの現実の適用、実施、既成事実化を通じて、本来憲法9条に違反するものであったはずの新安保法制法、その集団的自衛権の行使等に係る根拠法条が、これまでの憲法9条の規範内容にとって代わって、実質的な規範として通用する状態が事実上形成され、これが定着してしまうことになります。しかも、集団的自衛権の行使等は、一旦それがなされれば日本の国全体を後戻りのきかない戦争状態に引き込むことになりかねないものであり、そこではもはや憲法9条の平和主義の規範自体が死文化してしまうのです。

5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

原告らの具体的権利侵害の一端については、【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容において、詳しく主張します。

(1) 多様な原告らの権利侵害

原告らは、(1)平和を望む国民・市民、(2)先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族、例えば、①原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族、②唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民、③東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者及びその家族、(3)沖縄県を始め日本全国に散在する米軍及び自衛隊の基地周辺の住民、(4)ジャーナリスト、(5)戦争体制（有事体制）において、危険な業務に従事させられる地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者など、(6)女性や子供を持つ親たち、(7)教育関係者、(8)女性や子供を持つ親たち、(9)その他の被害者などです。

次に述べるとおり、私たち原告は、今回の新安保法制法案の閣議決定、国会提出と国会による決議によって、私たちの有する平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害され、心に深い傷を負わされ、精神

的苦痛を受けるなど、その人格権を侵害されました。

(2) 平和を望む国民・市民

私たち原告全員（もちろん、(9)までの原告を含めて）は、憲法に定める平和主義の実現を心から望む国民・市民であり、政府・与党による立憲主義無視・憲法破壊行為ともいえる新安保法制法の制定等により、その平和的生存権を侵害され、憲法改正手続に関与する地位を侵害されることにより心に深い傷を負わされて精神的苦痛を受けました。そして電車に乗車中や映画鑑賞等の日常生活においても、集団的自衛権行使の結果により間違いなく予想されるテロ行為等による被害の恐怖を抱かせられるに至っております。

(3) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族

広島・長崎を合わせて20万人を超える多くの人々が殺され、残された者たちも原爆症に苦しまされるという反人道的な原子爆弾の投下により、火の海を彷徨うなど、地獄を目の当たりにするような経験させられた原爆被害者とその家族は、その後も戦争の恐怖にさいなまれて生きて来ました。今回の新安保法制法の制定により、日本が再び戦争に関わることになり、場合により核兵器が使用される危険も全くないことはない状況とされ、再び原爆被害に遭うのではないかと、言葉に表せない苦しみを味わわされております。

イ 唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民

沖縄は太平洋戦争末期に本土決戦の前哨戦として地上戦が戦われた唯一の県であり、18万人を超える死者・行方不明者を出すなど、大きな惨禍に見舞われました。現在も、日本のある米軍基地の74パーセントをも保有している状況にあります。そのため、いったん戦争が勃発すれば、沖縄がまず真っ先に戦争地域となることは必定であり、太平洋戦争のときを上回る大規模な被害が予想されます。沖縄に住む原告らは、

新安保法制法の制定により、再び戦争に巻き込まれ、基地攻撃の余波を受けて生命身体等を害される危険と恐怖のうちに毎日を過ごしており、その受けた精神的被害の大きさは計り知れません。

ウ 空襲被害者

東京・大阪など各地で空襲を受けて被害を受けた者は、死者40万人から60万人といわれ、また、障害を負った者も多く、多くの戦災孤児も生じ、今なお、精神的・肉体的に苦しんでいます。今回の新安保法制法の制定により、再び戦争に巻き込まれ、被害を受けるのではないかとの恐怖を味わわれ、傷口に塩を塗られるかのごとき痛みを覚えています。

エ シベリア抑留者その他戦争により被害を受けた者とその家族

太平洋戦争後、日本軍捕虜たちがシベリアを始めとする各地に抑留され、奴隷的強制労働を強いられるなどし、多数の人達が命を失い、何とか帰国できた者も家族を失い、健康を害するなど、大変な苦しみを味わわれました。

シベリア抑留者を初めとする、先の戦争により被害を受けた者とその家族は、いまでも、戦争体験に苦しんでおります。そして、今回の新安保法制法により再び戦争に巻き込まれるのではないかとの強い恐怖を感じさせられています。

(4) 基地周辺の住民

軍事基地は、新安保法制の結果、自衛隊が出動する事態等になった場合に、真っ先に相手国から反撃やテロ行為を受けます。その結果、周辺住民は、自らの生命や身体に被害が及ぶ危険性が極めて高く、そのことへの恐怖と不安にさいなまれる日々を送らされています。

(5) ジャーナリスト

新安保法制法の制定により、自衛隊の海外派兵が現実的なものとなり、ジャーナリストは、人道支援や取材活動のために紛争地域へ出向いた場合、自

らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられています。また、これまで、各国の人々から平和国家の日本国民・市民として絶大な信頼を得て来たのに、戦争する国家に変質したことにとともに、日本国民・市民の活動を受け入れて来た国の人々の見る目が変わり、何年もかかって培ってきた日本国民・市民に対する信頼感が、失われてしまいました。ジャーナリストは、いつ自分がテロの標的となるのではないかとの恐怖を味わっています。

(6) 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者

地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者などは、戦争体制（有事体制）においては、国民保護体制のための措置を実施することを含めて、地方自治体や民間企業を含む指定公共機関等に協力体制が義務付けられ、危険な業務に従事させられたりすることになることから、これらの業務に従事した場合、自らが攻撃されたり、テロに遭って、生命を失うのではないかとの恐怖を抱かせられています。

(7) 宗教者

宗教は、人が平穏に生きられることを願うものであるにもかかわらず、宗教関係者が先の戦争に協力させられた苦い過去を反省し、宗教者は、「殺さない 殺させない」「兵隊も武器も用いない」を願いとして、平和を強く希求し、宗教活動をしてきました。今回の新安保法制法は、日本の国を再び「戦争する国」にしようとする「戦争法」で、新たな戦死者を生み出そうとするものであり、「いのち」に犠牲を強いるものです。私たちは今回の暴挙により、宗教者としての心を痛く傷つけられ、深い苦しみを味わわれました。

(8) 教育関係者

教育関係者は、それぞれの教育現場において、学ぶ者が憲法の定める個人の人権を尊重し、平和で民主的な社会を形成する人格を完成できるよう日々

努力しています。なかんずく、平和については、先の戦争において戦争に協力する教育を強いられたにがい過去を反省し、平和を尊重する人格を目指して、「平和教育」などとして努力されてきたものです。今回の安保法制法は、日本を戦争をする国にし、平和をないがしろにするものであって、教え子が戦争に行くかもしれないことになり、教育に携わる私たちは、言い表せぬほど傷つけられ、苦しみを味わわされました。

(9) 女性や子供を持つ親たち

女性や子供を持つ親たちは、新安保法制法の制定等により、日本が再び戦争に巻き込まれ、女性が虐げられ、子供が戦場に送られる恐怖を味わわされております。戦争により、もっとも惨禍を被るのはいつも女性と子供です。原告の中には多くの女性と子供を持つ親がいますが、集団的自衛権の行使など、自衛隊の活動の拡大により、日本が戦争をする国になり、その結果、戦争に巻き込まれるおそれが増大することへの恐怖はとりわけ大きいものがあります。

(10) その他の被害者

上記に類型化できない原告たちも、新安保法制法の制定等により、精神的被害を受けています。

第4 原告らの損害

原告らは、新安保法制法の制定に係る内閣による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会による同法案の可決という、憲法に反する違法行為により、第3に記載のような精神的苦痛を受け、これを慰謝するには少なくとも金10万円を要する損害を被りました。

第5 公務員の故意・過失及び因果関係

1 公務員の故意・過失

従前の集団的自衛権の行使等が憲法に反するという確定的憲法解釈や圧倒的多数の新安保法制法案は違憲であるとの指摘等を見捨て、憲法改正手続をとることなく行われた新安保法制法の制定の経緯に鑑みれば、これに係る内閣（その構成員である各閣僚）による26・7閣議決定、27・5閣議決定及び同法案の国会提出並びに国会（その構成員である国会議員）による同法案の可決等をするに当たっては、上記閣僚及び国会議員は、新安保法制法案が違憲であり、これを制定したときは原告らの権利を侵害することを知り、これを容認していたか（故意）、少なくともこれを容易に知り、又は知り得べきであり、侵害を回避することが可能であったのにこれを怠った過失があります。

2 加害行為と損害との因果関係

1 記載の公務員の加害行為と第4記載の原告らの損害との間に因果関係があることは明かです。

第6 結論

よって、原告らは、被告国に対して、国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求として、それぞれ金10万円の損害金とこれに対する加害行為のうち最も遅い国会の議決の日である平成27年9月19日から支払い済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めます。

第7 さいごに

平成27年9月19日、空前の規模で広がった国民・市民の運動と、6割を超す「今国会の成立に反対」という国民・市民の世論に背を向けて憲法違反の新安保法制法の可決を強行しました。日本の裁判制度においては、抽象的に法律の合憲性を審査する（抽象的審査制）のではなく、具体的な権利侵害があって、これにかかる請求の判断において関連する法律の憲法判断が必要になって

初めて、法律の合憲性が判断できる（付随的審査制）とされています。しかし、本件は、まさに具体的な権利侵害を主張する訴訟事件です。

世界の安全保障情勢は極めて流動的です。このような情勢の中で、新安保法制法に基づく防衛出動命令等が発動されれば、多くの国民・市民が、テロや戦争被害を受けることになりかねず、新安保法制法の制定自体によりそのおそれを感じ、その恐怖感にさいなまれております。今回の新安保法制法の制定等は、既に述べたように、国民・市民の平和的生存権を侵害し、生命身体精神等の人格権を侵害するとともに、憲法改正・決定権を侵害しています。

新安保法制法により集団的自衛権の行使等が現実化してからでは遅いのです。既成事実が積み重ねられてからでは遅いのです。

日本は、憲法前文と9条に体现された平和憲法のもとに、70年間戦争をしない国として他国からも信頼されてきました。国際協調を国是とする日本は、この信頼を大切にしなければなりません。

憲法99条により憲法を尊重し擁護する義務を有する裁判所が、憲法76条3項に従って、その良心に従い、独立を守って、集団的自衛権の行使等がされる前に、違憲立法審査権を行使して、司法的判断を示すことが求められています。最後に、日本のみならず世界に向かって平和憲法の理念を示す判断をされることを希求するものです。

以上

【別紙】原告らの権利侵害の具体的内容

第1 戦争体験者

原告らの中には、先の太平洋戦争で苛酷かつ極限的な体験をした者が多数います。その典型的な者として、空襲被害者や原爆被害者があり、当時自ら悲惨な現場に遭遇し、逃げ惑い、命を失いかけた者、かけがえのない家族を失った者、戦災孤児としての苦難の生活を余儀なくされた者、後遺障害を残した者など、それぞれ様々の重大な被害を引きずっています。シベリア抑留や終戦時に海外にいた者なども、様々な被害を受けております。これら戦争体験者にとって、その後今日までの70年の生涯は、それ自体戦争体験抜きには語れないものであり、その体験と不可分一体のものにはほかなりません。そして、このような原告らにとって、日本国憲法の徹底した平和主義こそは、その苦難と被害の代償として得られたかけがえのないものとして、自らの平和への願いと一体となり、血肉となって、人格の核心を形成しています。新安保法制の制定、適用は、これら原告らの人生とその支えとなってきた人格的価値を、真っ向から否定するものです。

以下、原告たちがどのような辛い体験をし、新安保法制法の制定によって、どのような思いを抱き、苦しみを受けたか、被害の一端を述べます。

1 空襲被害者

(1) 空襲の概況

太平洋戦争の末期、1944年8月にアメリカ軍がマリアナ諸島に上陸し、その航空基地から直接、B29爆撃機による日本本土爆撃が可能になりました。アメリカ軍の空襲は、1944年中は軍需工場等を中心にされていましたが、1945年3月10日に東京下町を襲った東京大空襲は、市民・住民の大規模殺戮を直接の目的としたものでした。すなわち、10日未明午前零時を過ぎた直後、279機のB29爆撃機は、東京下町（深川区、本所区、浅草区、日本橋区、江東区等）を中心に、1665トンに及ぶ焼夷弾に

よって住宅地を絨毯爆撃し、一夜にして死者は推定10万人以上に及び、子を失い、親を失い、住居・職業等を失った被災者は100万人に及びました。街並み全体が炎上し、焦熱地獄と化した一帯を住民たちが逃げ惑い、橋は焼け落ち、身を切るような冷たい隅田川等に飛び込んだ多くの住民も死亡し、川は死骸であふれました。

米軍の空襲は、その後も6大都市（東京、大阪、名古屋、京都、横浜、神戸）から地方都市にも及び、結局全国で64の都市が甚大な空襲被害を受け、これによる死者は約60万人といわれます。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は1937年に生まれた。愛知県半田市に住んでいた。小学校2年生の春の遠足では、目的地の丘は前夜の名古屋大空襲で燃えて舞い上がった黒い新聞紙などで覆われていた。前夜遅くまで起きていた同級生が空が真っ赤だったと言っていた。それから暫くして父が働いていた飛行機工場が爆撃された。父は特攻隊の基地鹿屋に出張中だった。私は逃げ遅れた。明るい陽射しなのに、商店街は人っ子一人いなかった。学校で教えられたように、道端の低くなった所で伏せて防空ずきを被り頭を手で押さえていた。大きな音と地震のような揺れが何度もおそってきた。轟音が頭上を通り過ぎようとしていた。見上げると、校舎より大きな爆撃機と両脇の戦闘機が上昇中だった。私の体はこの経験を見事に消した。思い出したのは、高校生になって西部劇の決闘場面で真昼なのに街に人がいなくなるシーンを観たときだった。

戦争はこりごりだ。自分たちだけではなく、世界中の誰もが経験してほしくない。だから憲法前文の「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し…。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」を喜びをも

って読んだ。そして憲法9条は私の宝だ。私は憲法違反の新安保法制法によって癒すことのできない苦痛を毎日味わい続けている。(原告番号2170 ●●●●)

イ 私は3歳前後からのことをエピソード記憶的に記憶しています。特に沼津大空襲時の記憶は生々しく、東北大震災3・11後の東北訪問時、南相馬の海岸に立ち尽くしている時に富士山の裾野でグラマン機に狙われた時のことが甦りました。水浸しになった無人の家屋群から線香と数珠をもって現れた父子らしき姿に出会った時は沼津大空襲の翌日、累々とした焼死体の中にいるかもしれない母親を探していた少年の姿がフラッシュバックし、嗚咽をおさえるのに苦労しました。

私の専門は教育臨床心理学であり、心理臨床家としては主として神経症圏内の子どもや青年を中心につき合ってきた人間です。かつての戦争神経症(戦争恐怖症)のように戦闘場面で殺し殺される恐怖体験や戦火の中で心的外傷やフラッシュバックやテロ恐怖に怯えることのないように。平和を愛するが故に弾圧されることのないようにと願う日々です。(原告番号2002 ●●●●)

ウ 私は仙台で空襲を受けました。1945年7月9日の夜の事です。たった3歳8ヶ月ではありましたが、他の日常生活の記憶はなくても、燃え盛る街なかを母の背中におぶわれて逃げた記憶は鮮明にあります。幸運にも空襲を免れた我が家に、焼夷弾直撃で亡くなった父の友人がご遺体で運ばれてきました。昼のへりに白いウジが一面にびっしり蠢いていた光景を忘れることができません。

父はキリスト教会の牧師でした。戦争中は天皇以外の神を礼拝することが許されず、近隣からは英米のスパイだと言われ、父母にとっては本当に辛い時代でした。飢えや空襲の恐怖ばかりでなく、信じる自由、考える自由、表現する自由を失うのが何より辛いことです。

私はその息苦しさを幼いながらも強く感じたことから、戦争の時代にどんなことがあったのかを伝える冊子を作る活動をするようになりました。その活動の中で、日本軍の常軌を逸した残虐性、人が人でなくなる戦争の実相を知るようになり、身震いを覚えました。

昨年9月の安保法制が強行採決されて以来、幼児期の息苦しさがよみがえるとともに、冊子作りを通じて元兵士たちが伝えてくれた戦場での経験を反芻し、悪夢を見る思いがしています。私は一国民として戦争ができる国に自分が加担するなど虫唾が走るほど嫌です。私は「戦争をしない国民」でありたい。それなのに無理やり「戦争のできる一国民」にされてしまったことにはとても耐えられません。（原告番号2323 ●●●●）

エ 私が2歳になる前の1945年（昭和20年7月6日）、故郷の甲府が米軍機B29の焼夷弾による爆撃を受けました。母の背中に背負われ、近くの小川の土手下に潜んでいたところへ焼夷弾が転がり落ち、私の両足を焼いてしまいました。火傷は化膿し、そこにハエがとまりウジがわき、母がそのウジを一つ一つ箸で取り除いてくれたそうです。

周りから、生きていたのが不思議だったと言われました。物心ついた頃、身体のおちこちが何かおかしいことに気がつきました。それは両足下腿部にはケロイド、そして顔などに化膿した傷口の手術痕などが残り、成長期のイジメの対象にもなりました。自分の責任でもないのに何故？でも、生きていたことには感謝しています。

私の体をこのようにしたのは戦争です。戦争の悲惨さ怖さは忘れることはできません。肉体的・精神的後遺症は消し去ることはできません。戦争さえなければという平和に対する強い願いは戦後の民主教育の中で育まれていき、教育への道を選びました。教頭職を含め38年間の教員生活の中で保健体育を担当してきました。

戦後教育は「戦争は教室から始まった」ことを認め、先の大戦の反省か

ら平和の重要性を掲げた平和憲法を基にした改正前「教育基本法」を基に民主教育を進めて来ました。しかし、安倍政権は2014年に憲法解釈を変更して「集団的自衛権」行使を容認してしまいました。昨年9月には国会での十分な議論をせずに、強引に「平和安全法制整備法」と「国際平和支援法」を強行採決してしまいました。このような中で、日本の将来を憂慮していると、安心して夜も眠れず不眠に襲われます。（原告番号2475 ●●●●）

オ 私は、1941年に生まれ、敗戦時は4歳でした。当時、私は東京に住んでいましたので、B29が落ととしていった焼夷弾による被害の記憶は鮮明です。焼夷弾が落とされて真っ暗だった夜空が民家の燃え上がる炎で真っ赤になり、私はそのたびに防空壕などに逃げました。子どもながらに必死に生きようとしていました。戦争が終わってもろくな食べ物もなく、小学校に入学しても机や教科書も満足にありませんでした。私は、戦争を体験して、戦争とは人々の命と財産を奪い、飢えの苦しみを与え、学ぶこともできないようにして、人間としての尊厳ある生き方を否定する残酷なものだということが身に沁みてわかりました。その後平和な時代が続き、私は検事という職業に就いて平穏な生活をするようになりました。

私はキリスト教会に所属しています。教会は1975年から韓国の教会と交流することになりましたが、当初は日本の侵略行為に対する反感から心を開いてもらえませんでした。先輩たちの努力により、現在ではわだかまりなく交流できるようになりました。韓国の教会の皆さんが心を開くには、憲法9条がアジア諸国に対する侵略を心から反省し、再び侵略しないことを高らかに宣言していることが大きな力になっています。

新安保法制法の下で、自衛隊が外国で戦争をすれば、被害を受けた外国の人々が爆弾テロを国内で敢行することになりかねません。かつての焼夷弾投下が爆弾テロに変わるだけで、戦争中の生活に戻るのではないかと不

安な気持ちになり、平和に安らかに生きてきた私の生活が揺らぐことになります。また、韓国の教会の方たちとの長年積み重ねてきた交流も頓挫するのではないかと心配で、精神的苦痛を感じております。（原告番号 2 1 2 4 ●●●●）

カ 私は 1 9 3 8 年生まれで現在 7 8 歳です。私が 6 歳の時、大阪の生家で空襲を経験しています。隣組の一家が避難していた防空壕に爆弾が直撃したため、疎開していた兄の同級生を除き全員が亡くなりました。天満橋の祖父宅に向かう途中、淀川の土手から長柄橋を歩いたところ、大勢の人が倒れており、「水、水」と手を伸ばしてきました。私は足を掴まれる恐怖で逃げるように通り抜けました。戦争になると普通に暮らしている市民が空襲で殺される姿を目撃しました。戦後、両親に連れられて広島にある父の生家のお墓を訪れました。原爆の光線で破壊された墓石や日光写真の様に投影画像が焼き付いた墓石などを見て、その恐ろしさが脳裏に焼き付いています。子や孫のこのような体験をさせたくありません。

私は版画家の妻の作品を用いた美術カレンダーの製造販売を行っています。その関係で、海外の美術愛好家や作家との交流があります。従来、海外の友人たちは日本が武力攻撃をしない平和な国であるとして、好感を持ってきていました。海外の友人との交流は続いています。平和国家の国民であるというアイデンティティが失われつつあり残念でなりません。また、妻の版画制作取材で海外に出かけることも、今ではテロの危険等を考え中止することが多くなりました。（原告番号 2 4 6 9 ●●●●）

キ 私は、1 9 4 0 年生まれで終戦時は 5 歳でした。当時住んでいた福井県武生市にも B 2 9 が飛来し、必死の思いで防空壕に逃げ込みました。B 2 9 の飛来を恐れて遠くの地に疎開しました。戦後はひもじい思いで芋雑炊をすすりました。怖い、すべてを壊す戦争はもういやだという思いが私の原点です。

大人になってからは平和憲法の大切さを知り、政治的に目覚めました。今回の新安保法制の制定には懸命に反対しましたが、その強い思いのためか不眠症に陥り、睡眠センターに通院するまでになっています。しかし、それでも傍観者になってはならない、当事者意識をもって憲法擁護の声を上げていこうと決意を新たにしています。（原告番号2079 ●●●●）

ク 私は、1940年生まれで、終戦時5歳でした。青森大空襲で、伯父一家6名、叔母1名の合計7名が犠牲になりました。大空襲は花火大会のようでしたが、爆音は凄まじく恐怖に怯えました。私は、母の手を握り必死で逃げました。私たちは防空壕から脱出し逃げたことで助かりました。生命、財産を一瞬に奪い去る戦争は、極限の人権侵害です。

今回の新安保法制法の制定で、政治が憲法を強引に乗り越える政治状況を目撃しました。戦争を体験し、憲法を学んだ者として、これほどのショックはありませんでした。私には聴覚障害者の孫がいます。「孫が戦場へ」と思っただけでも恐ろしいことです。孫たちへ戦争のない未来を手渡せるのか。不安は募り心が休まることはありません。（原告番号2546 ●●●●）

2 広島・長崎の原爆被爆者

(1) 原爆投下と被害の概況

1945年8月6日午前8時15分、人類最初の原子爆弾が広島市街上空で炸裂しました。さらに、同月9日午前11時2分、第2弾の原子爆弾が長崎市街上空で炸裂しました。原爆の光と熱は、住民の衣服を焼き、皮膚を溶かし、家屋を炎上させ、また強烈な爆風はコンクリートの建物をも破壊して、街は一瞬のうちに瓦礫と化しました。街全体が炎上し、広島の元安川、長崎の浦上川などの河川は累々たる死骸で埋まりました。原爆による1945年中の死者は、広島で約14万人、長崎で約7万人、1950年までの死者は広島で20万人以上、長崎で10万人以上といわれます。そしてさらに、原

爆は、被爆者にケロイドの醜痕を残し、あるいは放射能被爆による白血病、がんその他の無数の後遺症患者を生み出しました。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私が生まれたのは広島県です。兄姉や母から聞いた話によれば、父は仕事かなにかで8月6日に広島に行く筈だったのを都合で人に代わってもらい、その人が原爆にあいました。翌日やその後も父母は広島に遺体を探しに行きました。父は私が7歳の時に膀胱結石で亡くなりました。母は被爆者手帳を持っています。1947年生まれの姉は、胃癌に始まり甲状腺癌や婦人科系の癌等に苦しみ、肝硬変にもなりました。姉が胃癌になったと聞いた時は今ほど自分の身に寄せて考えることはできませんでしたが、甲状腺癌になったと聞いた時は広島に何度も入市した母の体がどう変化したのだろうか、私も癌になるのだろうか、と不安を抱え始めました。私の子どもは3人居ます。母の被爆によるDNAの奇形等が私にもあるとしたら子孫に繋がるのではないかという不安もあります。

新安保法制法の制定により心配なのは子どもや孫のことです。戦争要員として子どもを産み育てた訳ではありません。海外での武器使用が可能となった今、自衛隊員が足りないと考えられた時に国民はどうされるのか、兵役が義務づけられることに行き着くのではないか、仕事が無い状況が続いたら自衛隊に入ってしまうのではないか、と思えば胸が苦しくなります。(原告番号2399 ●●●●)

3 その他の戦争体験者

(1) 樺太及び旧満州国からの引揚者

ア 私達の家族は敗戦時、樺太の恵須取という国境の町で暮らしていました。私は母のお腹にいました。昭和20年8月9日、ソ連が不可侵条約を破棄して侵攻してきたため、引揚船の出る大泊というところまで逃避行が

始まったのです。途中山道で母はお腹が痛くなり「ここで生まれたら助けられない」と嘆いたこと、また、爆撃を避けるときは一家で木の幹に固まり、「死ぬときは一緒だから」と言い合ったという母の言葉は子どもときから何度も聞かされ、戦争の恐ろしさを身に染みて育ちました。

戦後70年、憲法9条があって戦争をしない国というのが世界的に浸透していて、平和を保ってきたと思います。現政権の考えていることは、戦争で死んだ人や庶民の苦しみを忘れ去り、一部の武器商人の利益のために動いているとしか思えず、怒りを感じます。(原告番号2084 ●●●●)

イ 私は昭和16年に当時の満州国ハルピン市で生まれました。引揚者です。敗戦間近のソ満国境からハルピンになだれ込んできたソ連軍の兵士の多くは囚人兵でした。当時ホテルを営んでいた家に踏み込んできた兵士が灯火管制下の暗がりの中で、妹を出産直後で寝ている母に銃剣を突きつけて、大声で喚いている情景は、その兵士の毛むくじゃらの腕に何本も重なってはめられている腕時計や銃剣のきらめきと共に、私の心の中にぬぐいきれない恐怖の影として残り、いまだに夢の中に現れます。財産は全て没収され、身一つで内地に引き揚げる途中の苦難も筆舌に尽くし難いものがあり、無一文で日本に上陸後の生活の厳しさは、その後の私の人生に大きな影を落としました。

幸いにも、戦後70年間、平和憲法に守られ、何とか人間らしく生活を営むことができていたところ、2015年9月15日、「新安保法制法」が国会で「強行採決」という非常手段をとって成立させられ、日本が再び「戦争できる国」になってしまっただけで、戦前・引揚時の悪夢の再来が予想され、これまでの日常の心の平穏をどうしても保つことができなくなってしまいました。ましてや、あの戦前・戦後の苦しみを知らない子ども達・孫達の将来への影響を考えると胸が苦しくなります。(原告番号217

第2 基地周辺住民

日本には多数の自衛隊基地や米軍基地が存在し、自衛隊及び米軍の活動の根拠地として、飛行場、港湾、演習場、通信施設、補給施設、医療施設、住宅等多様なものがあります。米軍専用基地は沖縄に多くが集中していますが、本土にも重要な基地が沢山あり、首都圏にも在日米軍司令部と在日米空軍司令部のある横田基地、在日米海軍司令部のある横須賀基地、横須賀基地を母港とする米空母の艦載機の本拠地となっている厚木基地など、少なくない重要な米軍基地が存在しています。

新安保法制によって、自衛隊が集団的自衛権の行使はもちろん、後方支援活動をいつでもどこでも行うことができる体制が作られ、同時に、新ガイドラインによってアメリカとの同盟関係を強化し、平時からの共同演習等の活動はもとより、米軍の武力の行使等について日本が積極的に関与するようになれば、これら基地の使用や訓練も活発化し、さらには戦争のため、あるいはその支援のための活動や、これら基地からの出撃等も現実の問題となります。

したがって、自衛隊基地・米軍基地周辺は、訓練が活発化する等による騒音の激化その他の基地被害が拡大する危険性が大きいものですが、それにとどまらず、軍事基地は真っ先に敵対する国や武装勢力からの武力攻撃やテロ攻撃の対象となることから、その周辺住民もこれら攻撃に巻き込まれ、甚大な危害を被る危険性が高いといえます。

なお、有事（武力攻撃事態等）になった場合、基地周辺は、陣地等の構築（自衛隊法77条の2等）、土地・家屋・物資の強制使用、物資の収用、業務従事命令（自衛隊法103条）その他の強制措置、米軍等行動関連措置法による米軍の優先使用や便宜供与等の措置が真っ先に適用されることが考えられます。基地周辺の特定公共施設（港湾、飛行場、道路、海域、空域、電波）の自衛隊・米軍に等よる優先使用も発動されましよう（特定公共施設利用法）。さらに、

国民保護法上の様々な強制措置もあります。これら有事法制の適用も、基地周辺においては特に現実の問題として考えておかなければなりません。

1 佐世保基地周辺住民

(1) 佐世保基地には、米海軍佐世保基地と海上自衛隊の佐世保基地があります。米海軍佐世保基地は、作戦行動の際には米第7艦隊の指揮下に入り、燃料貯蔵、弾薬貯蔵、船舶修理及び乗組員の休養の4つの分野で、艦船に対する兵たん支援活動を行うことを任務としています。また、佐世保港には昭和43年1月以降、複数回にわたり米国原子力空母が寄港しています。米第7艦隊は、過去に朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争に参加しており、米国海軍の中で極めて重要な役割を担っています。以上からすると、有事の際には佐世保基地は米海軍の重要な兵たん基地として敵側からの攻撃対象とされる危険性は高いと考えられます。

(2) 第2冒頭の事実及び上記(1)の事実を受け、新安保法制法の制定により、原告には、次のような辛い思いをさせられた者がいます。

ア 私は基地の街、佐世保に住んでいます。佐世保港は、沖縄、辺野古のように日本版軍港化が進んでいると聞きます。戦争に参加することになれば、佐世保基地も狙われますし、テロが起こるリスクも格段に高まるのではないかと不安です。(原告番号2103 ●●●●)

第3 公共機関の労働者

公共的な業務を内容とする事業を行っている公的な法人や民間企業は、有事の場合はもちろん、それに至らない段階においても、自衛隊・米軍の活動や国民保護措置などへの協力を求められ、また実施する責務を有する事項が多数存在します。

請求原因(第3の2)で述べたとおり、指定公共機関・地方指定公共機関に指定されている法人は、武力攻撃事態等その他の事態で責務を負い、協力を求められます。特に、医療従事者や輸送業者は、武力攻撃事態においては、自衛隊法1

03条2項の強制的な業務従事命令の対象にもなります。

そして、企業が政府や地方公共団体から、任意の契約にせよ、法令に基づく指示による場合にせよ、関係業務の実施を求められた場合、直接にはこれらの企業に働く労働者がそれらの業務に従事することを、企業（使用者）から求められることとなります。その業務は、国民・市民のための物資の輸送等もあれば、自衛隊・米軍の軍需物資、場合によっては兵員の輸送等でもありうるし、それが敵対国等との対立関係の下での業務であれば、その攻撃の対象となる危険もありえます。

そのような業務命令に労働者が法律上従わなければならないかどうかは一つの論点ですが、現実の問題として、労働者はそれを拒否すれば懲戒処分等を受けることを覚悟しなければならず、命令に従えば身の危険に直面することになりかねません。また、有事・準有事ともなれば、自分や家族の安全や生活の確保を要しますが、公共機関に働く労働者は、それに優先して業務命令に従うことを求められることとなり、両者の板挟みの立場に置かれることとなります。

1 鉄道労働者

(1) 鉄道と新安保法制

鉄道は、陸上における大量輸送機関であり、国内輸送の基盤となっています。しかし、鉄道は、駅舎、線路、電気設備、車両等の膨大な施設全体の整備を絶えず維持していかなければならない労働集約産業であり、どこかが欠けても運行と輸送を確保することができません。線路がどこかで爆破されれば、復旧に時間がかかり、輸送は止まります。そして、兵員や軍事物資を輸送する列車や線路は、敵対勢力からは攻撃の対象として狙われます。特に運転士は、有事ないし準有事にもなれば、身の危険を覚悟しなければなりません。新安保法制は、そのような危険を招来するものです。

(2) (1)の事実を受け、新安保法制の制定により、原告には、次のような思いにさせられ、苦しみを受けた者もいます。

ア 私は、1981年に当時の日本国有鉄道に就職しました。現在はJR東日本旅客鉄道株式会社になりましたが、今でも電車運転士として仕事に励んでいます。新安保法制法によって、自衛隊が米軍支配下に組み込まれることは容易に考えられます。そうすると、公共交通機関である鉄道が必然的に軍需品の輸送を求められることとなります。本来は国民の足である公共交通鉄道が軍事輸送に使用されることとなります。私は、殺し、殺されに行く人や弾薬を輸送するためにこの仕事に就いたわけではありません。敵対する国からのテロ攻撃の心配もあります。そんな危険や不安を抱えながら業務に携わらなければならなくなります。私は、定年まであと4年ですが、平穏なまま退職したいと思っていました。新安保法制法の施行後、私の精神はかなりの苦痛を受けています。(原告番号2517 ●●●●)

イ 私は、1981年に当時の国鉄に就職しました。私は子どもの頃から電車が大好きでした。現在は、京浜東北線の車両基地であるさいたま車両センターの構内で車両の入れ替え運転士や検査係の仕事に従事しています。

今回の新安保法制法の成立・施行で万が一戦争が勃発となれば、先の太平洋戦争で多くの鉄道施設や車両が大きな損害を受けたように、私の働く車両基地や車両も敵の攻撃目標とされることを心配しています。(原告番号2518 ●●●●)

ウ 私は、1976年4月、当時の国鉄に入社し、JR東日本に移行してからも、これまで40年間車両検修に従事してきました。鉄道輸送に従事する労働者として、国内公共交通の安全・安定輸送を第一に考え業務に従事しています。天候や天災の情報に関心を払っているのはもちろんですが、国内外の政治についても常に関心をもっています。

憲法違反の新安保法制法が施行された結果、一般の人よりも危険を感じています。非常時においては、私たちの公共交通機関は政府の制約を受けることになり、軍事物資の輸送にも強制的に従事させられます。私たちの

業務は平和な状況を前提にしており、戦時を想定した業務体制にはなっていません。国内のテロ攻撃という不安も払拭されず、不安は増すばかりです。これは思い過ごしでは決してありません。(原告番号2501 ●●●●)

エ 私は、現在、JR東日本立川駅に勤務しております。鉄道は、有事の際に最も重要なインフラとなります。立川駅は、JR輸送上の拠点の一つとして、有事の際に最初に狙われるポイントの一つであるのは明白です。現在でも、立川駅を通る貨物列車に駐留軍物資輸送列車があります。新安保法制法の施行後は有事の際の増便が必至で、一般の列車を差し置いても最優先運行が求められるでしょう。私の仕事は、一般のお客様や貨物を遅滞なく運ぶことですが、新安保法制法によってこれが脅かされます。私は不安な気持ちを抱えて勤務をしています。

また、私の自宅の近くには、在日米軍大和田通信所があります。これは在日米軍の通信施設ですから、戦争になれば真っ先に狙われるのは当然です。そのため、私は職場でも自宅でも不安に過ごしています。(原告番号2502 ●●●●)

オ 私は、1978年に当時の国鉄に就職し、1989年4月にはJR東日本に採用になり、現在はJR目黒駅に勤務しています。昨年9月に、多くの国民の声を無視して強行採決された新安保法制法は、平和憲法の理念とは相反するものです。明治憲法回帰をもくろむ勢力の台頭に許せない思いで怒りに震え、眠れぬ日々が続いています。精神的な苦痛は身体にもおよび体調の優れぬ日々が増え、本当に残念でなりません。私たち公共交通機関で働く者は、必ず戦争に加担させられます。戦中の国鉄は人を運ぶだけでなく、兵隊と戦車と爆弾を載せて走った歴史があります。現在でも、米軍基地へのジェット燃料輸送にJRが使われています。アメリカの戦争にいかなる形であれ参戦することになれば、私たちも対戦国の標的にされる

ことになり、不安を感じています。（原告番号2503 ●●●●）

カ 私は1978年に国鉄に入社し、鉄道人生も39年目になります。子どもにも恵まれ孫も授かりこれからの人生が楽しみの中、新安保法制法により日本が向かおうとする方向に不安を感じています。私の両親は戦争を経験しています。戦争の記憶は両親から私へ引き継がれています。母は「自分の思いを口に出せない時代」「日本人同士で信じあえない」とよく言っていました。

私は多くの鉄道利用者の安全を守る立場にあります。駅など多くの人の集まる場所がテロの標的にならないか心配しています。私自身も巻き込まれないか不安になります。鉄道は戦争になれば武器や弾薬の輸送の手段になり鉄道の施設は軍事施設となります。そして私たちはその任務に就くこととなります。標的になるのは歴史の事実として明らかです。

戦後の日本は不戦の誓いを全世界に発信してきました。新安保法制法により自衛隊が戦闘に参加すれば、日本は戦争の当事国となり、国民がテロの標的となる危険が高まり、やられたらやり返す「負の連鎖」が起こることが心配です。

国会答弁を何度聞いても、新安保法制法が「国民の安全・人権保障・生命」を守るものだとは微塵も思えません。鉄道人として多くの利用者の命を守る使命感とテロへの恐怖と家族のことを考えると不安になるのです。

（原告番号2511 ●●●●）

キ 私は1977年に当時の国鉄に入社し、1987年の民営化によりJR東日本に配属となりました。現在は、拝島駅を拠点に青梅線、五日市線、八高線の線路の保守・点検をしています。

新安保法制法の施行により、自衛隊が集団的自衛権行使、後方支援活動等をいつでもどこでも行う体制が作られました。平時からのアメリカとの共同演習をはじめ、米軍の武力行使に日本が積極的に関与するようになれ

ば、日本にあるアメリカ軍基地の使用や訓練も活発化してきます。

職場の近くにアメリカ軍横田基地があります。拝島駅から横田基地までジェットエンジンの燃料が鉄道輸送されており、また、八高線は横田基地の中を通っています。もし戦争になれば真っ先に攻撃を受ける恐れがあるものです。公共的な業務を内容とする鉄道事業を行っているJRに働く私は、有事の場合はもちろん、それに至らない段階でも否応なしに武力攻撃その他の事態において責務を負い、協力を求められます。新安保法制法の制定により、日本が戦争に加担する、人が殺し殺される国になることを危惧し、非常に危うい思いを抱いています。(原告番号2515 ●●●●)

第4 その他の特徴的な被害者

以下は、それぞれの職業、社会的立場等から、新安保法制と特別な利害関係を有する原告であり、それぞれ、新安保法制法の制定により、精神的被害を受けております。

1 学者・教育者

ア 私は東京都立の知的障害児特別支援学校の教員です。すでに高等部の卒業生が自衛隊員の新規募集の格好の対象者になっている状況があります。特別支援学校から一般企業に就職可能な知的能力、行動力を身に付けている生徒は特に上官からの指示命令に忠実に従う能力にも長けています。今後、自衛隊が「集団的自衛権」の行使により戦場に行く事態になったときには、私たちの学校の卒業生が派遣される可能性もあります。「教え子を戦場に送らない」という戦後70年にわたって守られてきたことが否定されることには痛恨の思いがあります。

また、前任校は都内北区にある自衛隊十条駐屯地に隣接する障害児学校でした。前任校では基地内にたびたび飛来するヘリコプターの爆音で怯える児童が少なからずいました。安保法制の下では国内が実際の危機に直面

していなくても、海外の戦闘に巻き込まれていく危険は増し、「敵」からは攻撃の対象、テロの標的となり得ます。安保法制が実施されることで発生する危険性は憲法が保障する基本的人権、平和、安全を根底から覆し、国民の生活を脅かすのです。（原告番号 2 3 1 0 ●●●●）

イ 私は都立高校の教員でした。生徒たちを戦争に送り出す道に教師として加担してはならないという思いは、33年間の教員としての生き方の根底にあったものです。私にとっての「道徳」と言ってよいものです。

その思いから、「君が代」伴奏命令にも従わず、戒告処分及び3回にわたる減給処分を受けました。裁判で処分撤回を求め、10年に及ぶ裁判の結果、3回の減給処分については取消の判決が下され、都側もこの判決を受け容れたので減給処分取消は確定しました。しかし、戒告処分は取り消されませんでした。命令に従わなければ不利益処分を受けると周知されたにもかかわらず「君が代」伴奏命令に従わず、裁判にまで訴えたのは、黙って生徒たちを権力者に差し出せ、と命令されているかのように感じたからでした。私はその生き方を安保法制によって脅かされていると感じています。（原告番号 2 4 0 8 ●●●●）

ウ 私は、英語教師として県立高校で37年間、私立大学で10年間、計47年間教壇に立ってきました。私は、47年間、平和憲法の本質とそれに基づいた「教え子を再び戦場に送るな」という言葉を胸に秘め、生徒・学生たちに英語を学ぶ目的、ひいては学問の目的は平和を創造するためであると教えてきました。そして、戦後71年間、日本は憲法9条に守られて戦争をしてこなかったことを私は誇りにしていました。

ところが、昨年9月19日、解釈改憲により安保法が参議院で強行採決されました。安保法は戦争法と言えます。今、47年間の教員生活を振り返る中で、私は平和を破壊するこの戦争法の成立に対し深い悲しみと激しい怒りを禁じ得ません。（原告番号 2 4 1 0 ●●●●）

2 宗教者

ア 私は牧師です。日本基督教団荻窪教会が私の任地で、1985年以来30年以上そこで働いています。私の妹の夫は韓国人牧師です。国籍をまたがって家族を持つ者は私ばかりでなく私の教会員にも少なからずいます。70年前の我が国の侵略戦争の被害をこうむったアジア諸国の友と和解の関係を築こうと、いろいろな活動を積み重ねてきました。しかし、政府が違憲の新安保法制法を国会で通してしまいました。立憲政治を踏みにじる一連のプロセスを目の当たりにして、私は精神的にもひどく傷つけられました。子どもたちの命や将来に対しても不安をおぼえています。未来の牧師たちが戦争被害者の葬儀をしなければならないと思うと、耐えがたいものがあります。（原告番号2414 ●●●●）

3 ジャーナリスト

ア 私はフリーのジャーナリストです。新安保法制法の制定により、他国（東アジア、南アジア、欧州等）の知人たちから「日本は変質した」と見られる苦痛、自衛隊員が海外で「敵」を殺傷し、又は殺傷されることに対する同朋としての苦痛、軍事予算の増大により福祉関連費などが圧迫されることに対する危惧、憲法の精神の軽視や他の憲法条文に波及するのではないかという危惧を感じています。（原告番号2349 ●●●●）

4 母親

ア 私は20歳の娘と19歳の息子を持つ母親です。私が子どもたちを育てるにあたり、いつも心に強く思ってきたことは、他人の子どもとの競争ではない子育てをしたいということでした。子どもたちが生まれる前、アメリカとイギリスで生活したことがあります。コインを待って紙コップを手に歩道にたたずむ、うつろな表情の人々、信号待ちする車のフロントガラスに群がり、ブラシで窓ガラスを洗って、窓を叩いてお金をねだる子どもたち、ゴミ箱に頭を入れて、ずっと食べ物を探す高齢者は、日常生活の中

で当たり前の光景でした。貧しい人々の不満が蔓延する街は、犯罪が多発し、そこかしこでいがみ合いがあり、常に心が荒む場所となります。私は、子どもたちに、世界には貧富の差を生み出す社会があることを伝え、自分がそれを生み出す側にならないために、学校で学んでほしいと願ってきました。自分のことだけを考えなければ生き抜けない社会。それは平和でない社会です。

安保法が通過し、いつ戦争に巻き込まれる、いや戦争を起こすことになるかもしれない社会では、普通の生活はできません。他人を思いやり、共存する社会を追求しようとする活動はできません。今、毎日、子どもたちの未来を考えます。彼らは、常に「平和でない」ことを前提に生きていくことになりました。現政権は、文字どおり、命に至る致命的な法を通過させたのです。（原告番号 2 4 5 6 ●●●●●）

イ 私には 3 人の子どもがいます。子どもたちがホームステイや留学で海外に行った時、すでに自衛隊は海外派遣されていました。しかし、まだ人道復興支援、後方支援を行うだけだったので、日本人を標的とするテロなどの心配は今ほど強くは感じていませんでした。しかし、昨年制定された安保法制は、集団的自衛権を認め、武力行使をも容認するものです。私たちが海外に行かずとも、日本に居てさえも、最近頻発するようなテロに襲われる可能性がさらに増したということです。不安で仕方ありません。私の二男は青年海外協力隊に参加したいと言っています。できることなら私も彼の希望が叶うよう願っています。また、私の姪夫婦は子どもと一緒にアフリカに赴任中です。その近くには自衛隊も派遣されています。しかし、もし隊員が銃を使用するような事態が起きれば、子どもたちまでも危険な目にあうかもしれないと考えると、心配でなりません。（原告番号 2 1 0 0 ●●●●●）

ウ 私は 1 9 4 0 年 3 月生まれです。戦争を知っている最後の年代です。東

京大空襲のとき、私は祖母の背中におぶされていました。祖母、両親、兄弟たちは、木造の自宅が燃えないように井戸水を汲んでかけていました。皆殺気立っていました。亡くなった人が戸板に乗せられていたり、逃げている人がいたりして、幼心に怖いと思いました。

新安保法制法はどう考えても戦争に突き進むものです。わざわざ平和を捨てて戦争を選ぶのです。絶対に反対しなければなりません。私は新安保法制法が審議されるようになった時から、ドキドキするような不安感を抱くようになり、それが自分の体調にも影響しています。75歳の私は何回も国会前に行き、反対を訴えました。雨の中、強行採決のあと酷い風邪をひき、長いこと治りませんでした。やめればいいと言われても後世に対する責任を放棄できません。私には子どもも孫もいます。大事な子どもや孫を戦争に巻き込むわけにはいきません。また、私は近隣の子どもたちに本の貸し出しや読み聞かせなどを行う家庭文庫を長年開いています。私は家庭文庫を利用する子どもたちに接するたびに、この子どもたちの将来を思わずにはいられません。この子たちは戦争に行かされるのだろうか、戦争で人を殺し、殺されるのだろうか。こんなことを思い、心穏やかではいられなくなりました。私は精神的苦痛と肉体的苦痛を味わわされています。本来の自分らしい、穏やかな暮らしを取り戻したいと思っています。（原告番号2537 ●●●●）

5 障がい者

ア 私たち夫婦には心臓機能障害のある長男（1983年生）がいます。生まれながらにして肺へ血液を送るための右心室の機能が失われています。今まで何度も手術を繰り返してきました。このような障害があるため、日常生活の中で、歩くとすぐに疲れる、階段も3階以上は一度に上がれない、重い荷物を持って普通の距離を歩けない、日常の仕事を長時間続けるだけで疲れ切ってしまう、というハンディがあります。

長男は子どもの頃、養護学校ではなく健常者と同じ学校に通いました。学校には事前に長男のハンディについて説明しました。しかし、長男のように内部障害を持っている人は、何もしていないときは外見上健常者と変わらないため、担任の先生には重いバケツを持たされたり、授業に間に合わなかったことを理由に罰の正座をさせられたりするなど、長男の障害を理解してもらえませんでした。同級生からもいじめにも遭いました。

長男は学校を卒業した後、民間の企業に就職しました。しかし、会社の合理化方針により、長男は転勤を命じられました。それは長男には負担が大きすぎる転勤であり、退職を促すいじめだと思いましたが、長男は健康のことを考えて退職しました。

新安保法制法の成立により、私たちは障害者の親として次のような不安を抱いています。まず、長男のような障害者は平時でさえいじめやパワーハラスメントに遭ってきたわけですから、戦争状態になればさらに不当な扱いを受けることが心配されます。親も歳を重ねていくため、いつまでも守ってやることが困難になってきます。また、他国の戦争にも日本が軍隊を出して武器を使用するとなると、日本国内にも戦火が及ぶことが考えられます。そのような場合、まず最初に弱者が狙われます。女性や子どもだけでなく、障害者も弱者として、武器を持たないのに殺される不安があります。また、長男のように障害者であっても外見上健常者と変わらない場合、健常者と同じく扱われて軍事動員されてしまうのではないかと心配しております。（原告番号 2 2 8 7 ●●●●）

第5 その他の平和を望む国民・市民

平和を望む国民・市民たる原告らの中には、新安保法制法の制定により、次のような精神的被害を受けた者がいます。

ア 私は『原爆の図』（広島原爆の惨状）を描いた画家（故丸木位里、丸木俊）の身内のものです。『原爆の図』は日本及び世界各国でたくさんの人が見ま

した。たくさんの子供たちも先生に引率され見に来ました。生前、丸木俊は子供たちの前で話しました。「平和が大事。絶対に戦争をしてはいけない。ぼやぼやしていたら戦争に行かされる。良く考えることが大事だよ。」

丸木俊はその当時を生き残った者として戦争を止めることが出来なかったことに責任を感じると言っていました。二度と戦争をしない、させない。私は、その言葉を聞いて日々過ごしてきたので、安保法制が可決成立したことにもすごいショックを受けました。今まで大事に守ってきた平和憲法。また平和憲法によって守られてきた国民。私はこの憲法によって安心、心の安らぎをもらっていると感じています。空気みたいに当たり前で大切なもの。集団的自衛権の行使容認、安保法制によって他国の戦争に参加できる国となった。子供たちに戦争をしてはいけない、平和が大事だと言ってきたのに、丸木俊（故人だが）も話をする俊の側にいた私も子供たちに対して嘘つきになったことになる。これは辛い。胸が苦しくなる。今、南スーダンでPKOに参加している自衛隊の派遣期間が延長された。戦闘に巻き込まれて亡くなったり、現地の人を殺めたりということが起きないだろうか。これが始まりで、これから合法なのだからとどんどん他国の戦争に巻き込まれていくのか。いや、止めなくてはならない。人殺しが合法などと、誰が子供に言えるだろうか。平和を次世代に武力ではなく平和でもって引き継がなければいけないと思う。

尊い多くの命という犠牲を払って得た憲法である。この解釈を変えて平和憲法でなくするなど、許されるものではない。死んだ人たちは何のために死んだのか？日本人としての誇りも失われた。子供たちを前にした時の苦痛。

よって、安保法制は違憲であると訴えます。（原告番号2857 ●●●●）

イ 父は昭和24年にシベリア抑留から帰還しました。食料は乏しく、極寒の中、衣服も十分行き渡らず、大勢の同胞が栄養失調や強制労働で倒れたそうです。凍った大地をシャベルで掘り、仲間の遺骸を埋葬させられたことは、

言語に絶する辛い体験だったようで、言葉も重くなったようです。母は挺身隊で広島県呉市の軍需工場で働いていましたが、たまたま体調を崩し福山市の実家に帰った間に、呉が空襲に遭い、同級生たちが亡くなったそうです。母の従兄も原爆で亡くなりました。学徒動員で広島駅に着いて、点呼を受けている最中に原爆に遭ったそうです。そうしてみると、あの戦争を生き延びた方から生を受けた者は皆、犠牲になった方々の命の重みまでも受け継いで存在させられているのだと思うのです。

戦後、私たちは憲法9条の下「私たちは絶対戦争をしない」と教えられてきました。ところが、2014年7月の閣議決定、そして、あれよあれよという間に昨年9月、新安保法制法が成立してしまいました。抗する間もなく悪の道に引きずり込まれそうになっているかの感があります。有効な立法事実さえ示すことが出来ない危険な法律を強行採決されたことで、私の精神的なストレスは極致に達しています。戦争ができる国になってしまったことは大きな不安要素です。ましてや、強行突破という民主主義国家とは到底思えない独善的なやり口でなされてしまいました。日本をこのままの姿で次の世代に渡しては、子どもや孫たちのみならず、尊い命を犠牲にして日本に平和と民主主義をもたらしてくれた皆様に申し訳ないという思いで一杯です。(原告番号2324 ●●●●)

ウ 私は、1947年生まれで69歳です。私は、受験競争に苦しむくらいで、世の中を憂うこともなく生きてきました。しかし、労働組合の加入をきっかけに社会の問題に目を向けるようになりました。

新安保法制法の施行により憲法9条に違反する集団的自衛権行使が容認されてしまいました。しかし、米軍に加担して人殺しをする、攻撃された米艦を防護する、これらのどこが自衛なのか。

今年7月にバングラディッシュで発生したテロ事件では「日本人だ」と訴えた男性も殺されました。4年後には東京でオリンピックが開催されます。

他国の防衛のための海外派兵などすぐにやめなければ、日本でテロが起きてもおかしくない状況となります。私の安穩だった暮らしも一転してしまったのです。

私は国会前抗議集会や戦争法廃案のデモなどに参加してきました。署名活動をした際には「自分の名前は書けないけど、カンパはする」などと言ってくれる人もいて、誰もが平和な暮らしを望んでいると感じました。戦争法は国際社会で良好な関係を築いてきた人々の努力を踏みにじるものであり、怒りがおさまりません。戦争がひたひたと近づいて来ている恐怖感で毎日が重苦しいです。日本がどうなっていくのかという不安と、違憲承知の新安保法制法の強行への怒りのストレスで重苦しい精神状態となっています。このような重苦しい晩年など思ってもみないものでした。(原告番号2490 ●●●●)

エ 新安保法制法の制定により、民主主義の手続きが侮辱的に踏みにじられ、憲法がないがしろにされました。これにより、わたしが個人としてふるまうことのできる社会基盤が毀損されたと感じました。また、この法律のもと、自衛官が海外に派遣されたら、「殺せ」「殺されろ」と命じるのは回り回って主権者であるわたしだ、ということには耐えられません。(原告番号2001 ●●●●)

オ 私は、これまでは少なくとも世の中は少しずつ良くなっているものと信じて生きてきました。ところが、時の総理が明らかに違憲の新安保法制法を押し押しにより制定したことにより、自分が正しいと信じて生きてきた人生が丸ごと否定されたと感じています。戦前の戻そうとする権力者の手にこの国の政府が乗っ取られたのであり、怖くて仕方がありません。(原告番号2307 ●●●●)

カ 私は、昭和34年福岡県で3人姉妹の3女として生まれました。時代と地域性のためか、子どもの頃から女性差別に苦しみました。私は厭世観のもと

に辛い毎日を送っていましたが、学校で習った「日本国憲法」が私に希望を与えてくれました。そこでは戦前の封建的な戸主制度が否定され、「男女の本質的平等」をはじめとする人権が保障されていました。様々な差別や理不尽はこの素晴らしい日本国憲法のもとで段々と解消されていくに違いないと胸が膨らみました。事実、その後、時代を経るにつれて人権意識は高まり、女性の社会的地位も私の子ども時代からは比べようもないほど保証されるようになっていきます。女性ゆえに受けた差別や理不尽さは今でも心の傷になって残っていますが、憲法が与えてくれた未来への希望の前ではそれも平気になりました。

ところが、今回の新安保法制法の強行採決は、私の希望を踏みにじりました。立憲主義を無視してそれが行われたことは、少女時代の私を厭世観から救ってくれ、人間への信頼と生きる希望を与えてくれた日本国憲法の否定でした。私がようやく得た心の平安は失われました。(原告番号 2 4 7 3 ●●●●)

キ 私は 1 9 5 7 年生まれです。直接戦争を体験していませんが、両親から戦争の悲惨な話を聞いて育ちました。父はフィリピンに出兵し、父の弟と母の兄は戦死しております。母の姉は戦争中栄養失調で結核にかかり 2 3 歳で亡くなりました。このような近親者の体験を聞いてきた私は、平和憲法を心から誇りに思っています。しかし、新安保法制法の施行により、日本は平和憲法をかなぐり捨てて危険な道に進もうとしています。私は子や未来の世代にもずっと戦争の恐怖を味わせたくありません。新安保法制法が施行されてから、私の心は休まる暇がありません。憲法 1 3 条の幸福追求権が全く無視されて、苦痛に耐えません。(原告番号 2 5 2 2 ●●●●)

ク 私は 6 7 歳です。1 6 歳の時に単身アメリカに渡り、高校から大学院までアメリカで学びました。1 9 8 2 年に国際公務員 (I L O) としてスイス・ジュネーブの本部やインドネシア、スリランカで勤務し、合計 3 0 年間で海

外で過ごしました。長年海外で暮らすと、日本の歴史と向き合わざるを得ません。旧日本軍の残虐行為について、日本政府は証拠がないと言って否定していますが、赴任先では戦時中に日本軍から残虐行為を受けた人たちから多くの経験談を聞きました。アジア近隣諸国に対する日本政府の外交努力はとも及第点を付けられるものではありませんが、民間レベルでは大勢の人々が旧日本軍のアジアでの振る舞いに向き合い、長年にわたる活動を通して現地の人たちと信頼関係を築いてきました。それが新安保法制法の施行により自衛隊が米軍と共に世界のどこへ行っても戦争をする国になりつつあるのは、どうしても耐えられません。

1997年にはスリランカで勤務しましたが、内戦の真っ最中で、常に自爆テロや銃撃戦と背中合わせの生活でした。自宅や事務所の近くでも自爆テロや銃撃戦が頻発し、多くの市民が巻き込まれて殺害されました。そのような体験から、新安保法制法の先にある日本の将来を思うと、恐怖感を覚え、精神的に非常に落ち込んでおります。退職後は平穏な生活をとっていたのですが、この精神的苦痛を訴えずにはいられません。(原告番号2848 ●●●●)